

平成 28 年第 1 回定例会

# 麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 28 年 3 月 8 日 開会

平成 28 年 3 月 15 日 閉会

麻 績 村 議 会

平成二十八年 第一回〔三月〕定例会

麻績村議会議録

平成二十八年 第一回〔三月〕定例会

麻績村議会議録

## 平成28年第1回麻績村議会定例会会議録目次

|           |   |
|-----------|---|
| ○招集告示     | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

### 第 1 号 (3月8日)

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ○議事日程                             | 3  |
| ○出席議員                             | 4  |
| ○欠席議員                             | 4  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名   | 4  |
| ○事務局職員出席者                         | 5  |
| ○開会及び開議の宣告                        | 6  |
| ○議事日程の説明                          | 6  |
| ○会議録署名議員の指名                       | 6  |
| ○会期の決定                            | 7  |
| ○村長挨拶                             | 7  |
| ○諸般の報告                            | 8  |
| ○請願・陳情等の委員会付託                     | 8  |
| ○承認第1号及び議案第1号～議案第15号の一括上程、提案理由の説明 | 9  |
| ○議案第16号～議案第24号の一括上程、提案理由の説明       | 12 |
| ○散会の宣告                            | 21 |

### 第 2 号 (3月12日)

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 23 |
| ○出席議員                           | 23 |
| ○欠席議員                           | 23 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 23 |
| ○事務局職員出席者                       | 23 |
| ○開議の宣告                          | 24 |
| ○議事日程の説明                        | 24 |

|        |     |
|--------|-----|
| ○一般質問  | 2 4 |
| 塚原義昭君  | 2 4 |
| 峰田昶君   | 4 1 |
| 坂口和子君  | 5 6 |
| 小山福績君  | 7 4 |
| 塚原利彦君  | 8 4 |
| ○委員長報告 | 9 8 |
| ○散会の宣告 | 9 9 |

### 第 3 号 (3月14日)

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ○議事日程                           | 1 0 1 |
| ○出席議員                           | 1 0 2 |
| ○欠席議員                           | 1 0 3 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 0 3 |
| ○事務局職員出席者                       | 1 0 3 |
| ○開議の宣告                          | 1 0 4 |
| ○議事日程の説明                        | 1 0 4 |
| ○承認第1号の質疑、討論、採決                 | 1 0 4 |
| ○議案第1号の質疑、討論、採決                 | 1 0 5 |
| ○議案第2号の質疑、討論、採決                 | 1 0 5 |
| ○議案第3号の質疑、討論、採決                 | 1 0 6 |
| ○議案第4号の質疑、討論、採決                 | 1 0 7 |
| ○議案第5号の質疑、討論、採決                 | 1 0 7 |
| ○議案第6号の質疑、討論、採決                 | 1 0 8 |
| ○議案第7号の質疑、討論、採決                 | 1 0 8 |
| ○議案第8号の質疑、討論、採決                 | 1 0 9 |
| ○議案第9号の質疑、討論、採決                 | 1 0 9 |
| ○議案第10号の質疑、討論、採決                | 1 1 0 |
| ○議案第11号の質疑、討論、採決                | 1 1 1 |
| ○議案第12号の質疑、討論、採決                | 1 1 1 |

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ○議案第 13 号の質疑、討論、採決              | 1 1 2 |
| ○議案第 14 号の質疑、討論、採決              | 1 1 4 |
| ○議案第 15 号の質疑、討論、採決              | 1 1 4 |
| ○議案第 16 号の質疑、討論、採決              | 1 1 5 |
| ○議案第 17 号の質疑、討論、採決              | 1 2 4 |
| ○議案第 18 号の質疑、討論、採決              | 1 2 5 |
| ○議案第 19 号の質疑、討論、採決              | 1 2 5 |
| ○議案第 20 号の質疑、討論、採決              | 1 2 6 |
| ○議案第 21 号の質疑、討論、採決              | 1 2 7 |
| ○議案第 22 号の質疑、討論、採決              | 1 2 7 |
| ○議案第 23 号の質疑、討論、採決              | 1 2 8 |
| ○議案第 24 号の質疑、討論、採決              | 1 2 9 |
| ○議案第 25 号～議案第 34 号の一括上程、提案理由の説明 | 1 3 1 |
| ○散会の宣告                          | 1 3 5 |

#### 第 4 号 (3月15日)

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ○議事日程                             | 1 3 7 |
| ○出席議員                             | 1 3 7 |
| ○欠席議員                             | 1 3 8 |
| ○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 3 8 |
| ○事務局職員出席者                         | 1 3 8 |
| ○開議の宣告                            | 1 3 9 |
| ○議事日程の説明                          | 1 3 9 |
| ○議案第 25 号の質疑、討論、採決                | 1 3 9 |
| ○議案第 26 号の質疑、討論、採決                | 1 4 0 |
| ○議案第 27 号の質疑、討論、採決                | 1 4 0 |
| ○議案第 28 号の質疑、討論、採決                | 1 4 1 |
| ○議案第 29 号の質疑、討論、採決                | 1 4 1 |
| ○議案第 30 号の質疑、討論、採決                | 1 4 2 |
| ○議案第 31 号の質疑、討論、採決                | 1 4 3 |

|                      |       |
|----------------------|-------|
| ○議案第 3 2 号の質疑、討論、採決  | 1 4 3 |
| ○議案第 3 3 号の質疑、討論、採決  | 1 4 4 |
| ○議案第 3 4 号の質疑、討論、採決  | 1 4 4 |
| ○発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決 | 1 4 5 |
| ○発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決 | 1 4 5 |
| ○閉会中の継続審査申し出について     | 1 4 6 |
| ○村長挨拶                | 1 4 6 |
| ○閉会の宣告               | 1 4 7 |
| ○署名議員                | 1 4 9 |

○ 招 集 告 示

麻績村告示第7号

平成28年第1回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月1日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成28年3月8日（火） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（7名）

1番 小山福績君  
4番 宮下仁雄君  
6番 峰田昶君  
8番 尾岸健史君

3番 塚原利彦君  
5番 塚原義昭君  
7番 坂口和子君

不応招議員（なし）



平成28年第1回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成28年3月8日（火）午後1時30開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 条例改正・その他議案等一括上程について

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

議案第 1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 麻績村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 麻績村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 麻績村公文書公開条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

て

議案第10号 手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第11号 麻績村環境保全条例の一部を改正する条例について

議案第12号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

て

議案第13号 麻績村過疎地域自立促進計画の策定について

議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第15号 麻績村デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第 7 平成28年度予算一括上程について

議案第16号 平成28年度麻績村一般会計予算

議案第17号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計予算

議案第18号 平成28年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算

議案第19号 平成28年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算

議案第20号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計予算

議案第21号 平成28年度麻績村水道事業特別会計予算

議案第22号 平成28年度麻績村介護保険特別会計予算

議案第23号 平成28年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算

議案第24号 平成28年度麻績村観光事業特別会計予算

---

#### 出席議員（7名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

#### 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

|       |        |          |       |
|-------|--------|----------|-------|
| 村 長   | 高野忠房君  | 副 村 長    | 塚原勝幸君 |
| 教 育 長 | 飯森力君   | 村づくり推進課長 | 宮下和樹君 |
| 総務課長  | 柳原俊文君  | 振興課長     | 宮下利秀君 |
| 住民課長  | 峰田江津子君 | 観光課長     | 塚原敏樹君 |
| 教育次長  | 森山正一君  |          |       |

**事務局職員出席者**

|        |      |     |      |
|--------|------|-----|------|
| 議会事務局長 | 臼井孝夫 | 書 記 | 岩淵美奈 |
|--------|------|-----|------|

開会 午後 1時30分

**◎開会及び開議の宣告**

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員7名全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第1回麻績村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

---

**◎議事日程の説明**

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（尾岸健史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、4番、宮下仁雄議員、7番、坂口和子議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

2月5日開催の議会運営委員会において、本日3月8日から3月15日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日から3月15日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から3月15日までの8日間と決定いたします。

---

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成28年第1回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

平素、議員皆様におかれましては、村政の円滑な運営に多大なご理解とご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。

また、去る2月5日、麻績村議会が全国町村議会議長会より町村議会表彰を受賞されました。麻績村議会が議会の活性化に大きなご貢献をされたという今回の受賞に心から敬意と村民上げて祝意を表し、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。そしておめでとうございました。

さて、我が国の経済は、各種の経済対策によって景気回復の動きが広まっていると言われるものの、中国や欧州の経済・金融の不透明さも要因し慎重な見方も強まっており、地方に

おいてはいまだ明るさが見えない分野が少なくないという状況であります。

国の新年度予算編成においては、基本的な考えをまず経済・財政再生計画の着実な推進、そして一億総活躍社会の実現とTPPを踏まえた対応としており、少子・高齢化という構造的な問題に正面から取り組むとともに、強い経済を実現する施策が講じられています。

そのような中、村では若者定住施策の促進、公共事業の計画的推進、福祉・介護・医療の充実に努めながら、経常経費削減等の努力による健全財政の確立と行財政の効率的運営を目指す考えであります。新年度の基本的方針につきましては新年度予算の提案理由の中で申し上げますが、村民が誇りと愛着の持てる村づくりに努力するとともに、麻績村の発展に必要なとされる新たな事業についても村民皆様のご理解をいただきながら推進してまいります。

議員各位におかれましては、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会におきましては、新年度一般会計、特別会計予算、条例改正、平成27年度補正予算等重要案件について提出してまいります。どうか慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶といたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（尾岸健史君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告について、お手元に配付しているとおりでございます。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） ないようですので、これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（尾岸健史君） 日程第5、請願・陳情等の委員会付託を行います。

第28-1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情の1件を社会文教委員会に付託いたしますので、委員会で

の審議をお願いいたします。

---

◎承認第1号及び議案第1号～議案第15号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第6、条例改正及びその他議案を一括上程いたします。

承認第1号及び議案第1号から議案第15号までの16議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、承認第1号から議案第15号までの提案理由を申し上げます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

改正内容は、12月定例議会で改正しました村税条例の一部を改正する条例について、その後、地方税法が改正されたため、村税条例の一部を改正する条例も改正を行う必要があったため、改正したものです。施行日は平成27年12月28日からとなります。

次に、議案第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

麻績村教育委員会規則の改正に伴い、就学相談委員会の名称が平成28年4月1日から教育支援委員会に改正されるため、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

また、介護保険法第115条の45第2項第5号に規定する事業を実施するため、新たに生活支援コーディネーター及び在宅医療・介護連携推進委員を設置し、委員の報酬について規定するものです。

議案第2号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令により、トリクロロエチレンの排水基準が従来の「1リットルにつき0.3ミリグラム以下」から「0.1ミリグラム以下」に改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

上井堀地区農業集落排水処理施設が平成27年度管渠接続工事により麻績村特定環境保全公共下水道に統合されたことに伴い、本条例第3条中の表より上井堀分の表記を削除するものであります。

次に、議案第4号 麻績村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正省令が平成28年4月1日施行であり、その改正内容に合わせて本条例を改正するものです。

次に、議案第5号 麻績村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正省令が平成28年4月1日施行であり、その改正内容に合わせて本条例を改正するものです。

次に、議案第6号 麻績村公文書公開条例の一部を改正する条例について、議案第7号 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号 麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、議案第10号 手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第11号 麻績村環境保全条例の一部を改正する条例について、議案第12号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての提案理由を一括して申し上げます。

議案第6号から議案第12号につきましては、行政不服審査法全部改正による新法及び行政不服審査法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律の施行に伴いそれぞれの条例の改正が必要となったため、それぞれ所要の改正をするものです。

なお、議案第12号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、



被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が行われたことから、所要の改正を同時に行うものです。

次に、議案第13号 麻績村過疎地域自立促進計画の策定についての提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正が施行され、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が平成33年3月31日まで5年間延長されました。このため、麻績村におきましても引き続き過疎地域の指定を受け、法に基づく財政上の特別措置を受けるため、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により計画策定を行い、県との事前協議が調いでしたので、同条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての提案理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、引き続き辺地地域の指定を受けて法に基づく財政上の特別措置を受けるため、平成28年度から平成32年度までの5年間について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するものです。あらかじめ県と協議が調いでしたので、同法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号 麻績村デイサービスセンターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

麻績村デイサービスセンターにつきましては、平成23年4月1日から社会福祉法人麻績村社会福祉協議会を指定管理者としており、平成28年3月31日で指定管理業務期間が満了いたします。つきましては、平成28年4月から平成33年3月までの5年間、引き続き麻績村社会福祉協議会を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、専決承認1件、条例改正等議案15件の提案理由を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、承認第1号及び議案第1号から議案第15号までについての審議、採決は本定例会第3日目の3月14日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

---

◎議案第16号～議案第24号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第7、平成28年度の予算議案を一括上程いたします。

議案第16号から議案第24号までの平成28年度一般会計及び特別会計9議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、平成28年度予算の提案理由を申し上げます。

我が国の経済は、各種の経済対策によって景気回復の動きが広まっているものの、中国や欧州の経済・金融情勢の不透明さや新興国の回復鈍化等の影響により慎重な見方も強まっており、特に地方においてはいまだ明るさが見えない分野が少なくないという状況であります。

こうした中、国は、経済・財政再生計画の着実な推進、そして誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現とTPP大筋合意を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の強化など、将来の成長・発展を視野に入れた取り組みを進めるとしてまいります。

経済再生については消費や投資の拡大に結びつく経済の好循環の拡大を、また、人口減少と地域経済の縮小という悪循環の連鎖をとめる「まち・ひと・しごとの創生」を目指すとしており、厳しい経済環境にある地方にはローカル・アベノミクスのさらなる浸透を図るとしてまいります。

あわせて、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革の取り組みを着実に推進するとしており、歳出改革においては、主要歳出分野ごとの成果指標設定や改革工程表の策定、情報開示の徹底など新たな手法によって実行するとしてまいります。

こうした基本的な考え方に基づいて編成された平成28年度国の一般会計予算の規模は96兆7,218億円で、前年度比3,799億円増、当初予算としては4年連続で過去最大を更新して

います。

このうち地方交付税等の一般財源総額は、地方が地方創生等の重要課題に取り組みつつ安定的な財政運営を行うことができるようにと、前年比0.1兆円上回る61兆6,792億円が確保されています。

そして、地方財政収支見通しについては、地方交付税が16兆7,003億円、前年度比マイナス546億円、0.3%減、臨時財政対策債は3兆7,880億円、前年度比マイナス7,370億円、16.3%減、地方税及び地方譲与税は41兆1,344億円、前年度比プラス9,571億円、2.4%増となっております。

一方、長野県の平成28年度予算は、一般会計8,756億9,178万5,000円で、前年度比プラス62億427万5,000円、0.7%増となっております。

長野県のさらなる飛躍に向けて、信州創生の新展開とT P P関連対策など6つの重点施策における加速化を目指して、「人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」、「しあわせ信州創造プラン」の着実な推進に取り組むとしています。

このような状況下にあって、麻績村は新たな時代へ向けて、住む人に優しく安心・安全の環境を提供しつつ、人口定着と地域産業の振興を目指してまいります。

近隣市町村との連携・協調により広域的な課題に対処するとともに、共同・広域による事業の効率化に努めてまいります。

第6次麻績村振興計画に基づき「明るい未来へつながる 元気な麻績村」を目指し、従前にも増して住民と行政が心をつなげて、知恵を出し合い、個性ある地域をつくる「輝く麻績村創生」に取り組んでまいります。

さらに、地域主権の時代を迎え、自己決定、自己責任のもと、多様化・高度化・増大化する行政需要に的確に応えるとともに、安心・安全の村づくりを進め、事業の創意工夫と重点化を図り、住民目線に立った行政運営になお一層努力をしてまいります。

こうした考えのもとで、新年度重点を置いて進める主要事業について述べさせていただきます。

まずは、若者定住施策の推進です。

平成23年度から始めた若者定住住宅は、27年度末までに27棟が建ちますが、28年度にはさらに10棟を建設します。

また、将来に向けて永住者をふやすために、新たな事業の検討も進めたいと考えております。あわせて、各種の子育て支援策の定着と充実を図ります。

保育園児を持つご家庭の経済的負担の軽減、不妊治療の助成、出産・子育て支援金制度などの定着と、昨年スタートさせた未就園児と親たちが気軽に集える「ひだまり」の充実を図ってまいります。

小・中学校の教育水準のさらなる向上を目指し、不足する専科教師や特別支援教師の補充など実施してまいります。

次に、村民皆様が求める安心・安全の村づくり施策の推進に努めます。

緊急車両の通行が不自由な地域の早期解消、老朽化したため池の調査・改修、土石流災害に備えての砂防堰堤構築など推進してまいります。

また、地域農業の活性化を目指す新たなNPO法人「おみごと」の具体的活動を支援し、遊休荒廃農地の拡大抑止と農業担い手育成など進めてまいります。

村内全域で優良農地が確実に維持され活用されるよう、水路の破損箇所の改修整備を継続して進めます。

次に、お年寄りや障がい者が安心できる健康長寿の村づくりを進めます。

元気なお年寄りがさまざまな場面で活躍されているのは麻績村の誇りであります。高齢化社会到来の中で、お年寄りが元気で生きがいを持って暮らせること、健康長寿延命により生涯現役を目指していただくことが重要です。

また、障がい者も地域の一員として安心して暮らせる仕組みづくりが必要です。

保健事業・介護予防事業の充実を図るとともに、地域包括支援体制の整備、社会福祉協議会との連携強化、障がい者が安心して暮らせる村づくりを進めます。

次に、先人たちから守り継がれた貴重な歴史的遺産・遺構・文化などの保全と継承、そして地域活性化に向けての活用に努めてまいります。

麻績神明宮の国重文指定建造物の解体修理など関係者のご努力で進んでおりますが、行政からもでき得る限りのご支援をさせていただきたいと考えております。

また、善光寺街道麻績宿の旅籠「花屋」の保全・活用事業も実施してまいります。

さらに、集落や地域のコミュニティ活動の支援やふるさと麻績村応援団事業の拡充、地域資源を活用しての都市との交流や観光事業のさらなる発展を目指します。

このほかにも、筑北村との連携による事業の効率化、有害鳥獣対策、松くい虫対策、商工業対策など、これらの重要な課題にも対処してまいります。

以上、主な施策について申し上げましたが、このような施策を盛り込み編成いたしました平成28年度会計別予算額は次のとおりであります。

一般会計予算 24億6,500万円

国民健康保険特別会計予算 4億2,400万円

聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算 110万円

住宅団地分譲事業特別会計予算 1,600万円

下水道事業特別会計予算 1億6,790万円

水道事業特別会計予算 1億5,880万円

介護保険特別会計予算 4億8,000万円

後期高齢者医療特別会計予算 4,700万円

観光事業特別会計予算 4,930万円

以上、9会計であります。各会計別の予算内容について申し上げます。

まず、一般会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額は24億6,500万円、前年度比マイナス2,400万円、1.0%減であります。

それでは、歳入から申し上げます。

村税につきましては、近年の実績及び社会経済情勢等を考慮し見込み計上いたしました。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国と地方の税制改正及び国の方針を踏まえ計上いたしました。

地方交付税のうち、普通交付税につきましては、国の地方財政計画及び近年の実績等を考慮し計上いたしました。また、特別交付税につきましては、ルール分において前年度より若干の増額を見込み計上いたしました。

交通安全対策特別交付金につきましては、前年度補正額と同額を計上させていただきました。

分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、前年度の実績を勘案して計上いたしました。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金、障害者総合支援給付費国庫負担金、臨時福祉給付金等を見込み計上いたしました。

県支出金につきましては、障害者給付費県負担金、国保保険基盤安定県負担金、後期高齢者保険基盤安定県負担金、福祉医療費県補助金、農業費県補助金、林業費県補助金、団体営土地改良事業補助金等を計上いたしました。

財産収入につきましては、聖高原別荘地地代及び村有土地・施設の貸付収入を実績等勘案し計上いたしました。

寄附金につきましては、ふるさと麻績村応援団事業寄附金を実績等勘案し計上いたしました。

繰入金につきましては、健全財政の堅持を念頭に、事業実施に係る財源を当該基金から繰り入れ充当いたしました。

村債につきましては、過疎対策事業債、臨時財政対策債、緊急防災・減災事業債を計上いたしました。

その他の収入につきましては、近年の実績を勘案し計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

議会費につきましては、実績を勘案し計上いたしました。

総務費につきましては、経常的経費の効率化と諸経費の縮減に努めました。

一般管理費では、給与費を計上、その他経常経費については極力経費削減に努め計上、また公会計システム関連費については新たに計上いたしました。

文書広報費では、広報発行印刷費、例規集印刷及び加除経費、例規集の電子化に係る委託料、新ホームページ保守料及び必要な法務情報を得るためのNAV I利用料を、財産管理費では、庁舎等長寿命化に向けた固定資産台帳データ作成業務委託、公共施設等総合管理計画作成業務委託料及び本町水防倉庫撤去工事費等を、企画費においては、地域おこし協力隊及び緑のふるさと協力隊、集落支援員に係る経費、ふるさと麻績村応援団事業、NPO活動支援、協力隊任期終了後起業支援、住民が行う村づくり活動支援事業など、特色ある地域づくりを推進するための経費等を計上いたしました。

バス等運行事業費では、地域公共交通機関として交通弱者の足の確保のため運行に必要な経費を計上、また、本年度は役場前の土地の確保ができたことからバス停待合所設置工事費を計上いたしました。

徴税费では、課税客体の把握に努めるとともに、e-LTAX（国税連携）審査システム関連費、団体内統合で宛名システム対応経費及び新たに軽自動車検査情報システム使用料を計上いたしました。

戸籍住民基本台帳事務費では、住基システム、戸籍システム、戸籍副本管理システムの保守及び機器のリース料を計上いたしました。

選挙費では、夏に実施予定の参議院議員通常選挙に係る必要経費を見込み計上いたしました。

民生費では、高齢者・心身障がい者福祉の一層の充実を図るべく関係事業費を計上いたし

ました。特に、本年度は臨時福祉給付金関連経費を新たに計上いたしました。

児童福祉総務費では、平成24年度から実施した出産・育児支援金交付金等を継続し、児童公園の遊具修理費を計上、その他所要額を計上いたしました。

保育園運営費では、園児の健全な保育に必要な経費を計上いたしました。また、昨年度から実施した子育て支援の一環として、3歳以上の園児に対する保育料の軽減措置を引き続き行ってまいります。

保健衛生費では、ヒブ、小児肺炎球菌、水痘、高齢者肺炎球菌等の予防接種の経費のほか、妊婦一般健診の県外医療機関受診者に対する助成に加え、さらに不妊治療支援事業として県の補助対象外治療費への補助金を計上いたしました。

健康管理費では、近年がんによる疾病発症率が高くなっていることから各種がん検診の必要経費と、特に若年層の受診を促すための経費を計上いたしました。また、従前の健康フェスティバルにかわる村の一日検査室を昨年度に続いて実施する経費を計上いたしました。さらに、住民の健康管理を進めていくためのシステム導入経費を計上いたしました。

また、ごみ処理費関連の予算を計上するとともに、住宅用太陽光発電システム導入補助金の継続、ごみ減量化・再資源化の生ごみ処理槽設置補助金等を計上いたしました。

農林水産業費につきましては、農業委員会費で、平成26年度より実施している農地台帳整備に伴う情報管理システム保守管理費等を計上、農地利用等を円滑かつ効率的に進めてまいります。

農業振興費では、中山間地域農業直接支払事業補助金のほか、地域循環型堆肥化施設管理経費、国の制度である青年就農給付金事業の給付金額を計上いたしました。また、新たに農業振興策の一環として新作物栽培研究に係る必要経費を計上いたしました。あわせて、地域の農業を今まで以上に積極的に支援・振興していくための各種経費を計上いたしました。

農地費では、新規に農業基盤整備促進事業を実施することになりますが、引き続き行う農業水利施設保全合理化学業、地域ストックマネジメント事業による老朽化した水路の改修費用、及び県営ため池整備事業の負担金を計上いたしました。また、本年度は、新たに次年度から事業実施に向けた大沼池改修工事の調査書作成業務経費を計上いたしました。

地籍調査事業費につきましては、5年目を迎えますが、その必要経費を計上し計画的に事業が進展するよう努めてまいります。

林業振興費では、被害が拡大している松くい虫対策事業に係る経費を計上し、被害拡大防止に努めてまいります。

商工費につきましては、商工業振興に係る諸施策の経費を、別荘地管理費では、別荘地の管理に係る経費を計上いたしました。

観光総務費では、観光行政経費、及び観光施設の民間への指定管理事業を含め観光事業特別会計への繰出金等を計上いたしました。また、新たに聖湖のワカサギを復活させる試験的事業を行うための必要経費を計上いたしました。

公園管理費では、本年度、聖レイクサイド館横の公衆トイレ改修工事費を計上いたしました。これは多目的トイレの新設と洋式便器設置であります。

土木費では、住民の安心・安全を確保し快適な生活が送れるよう、道路や河川整備等の社会基盤の整備を初め、地区要望等への対処などの事業費を計上いたしました。また、上下水道事業特別会計の円滑な運営を行うための繰出金を、若者定住を目的とした村営住宅建設事業費を引き続き計上いたしました。

消防費では、施設の適切な維持管理と広域消防との連携、消防団員の訓練等に要する諸経費及び非常時に供えた備蓄品購入費等を計上いたしました。

教育費につきましては、学校教育費において、引き続き村費講師や特別教室支援員、子育て支援コーディネーターの配置など次代を担う子供たちへの支援のための所要経費を、また、新たに教員用パソコン更新経費を計上いたしました。

社会教育費では、麻績村地域交流センターを中心に生涯学習活動の充実を図るための所要経費を計上するとともに、「麻績学舎」の管理経費を計上いたしました。現在、国の重要文化財の麻績神明宮建造物は大規模な保存修理が実施されております。村といたしましても貴重な文化財を次代に引き継ぐための重要な事業と位置づけ、引き続き事業支援の補助金を計上いたしました。

公債費につきましては、所要の額を計上いたしました。

諸支出金につきましては、基金から生ずる利子相当額を積み立てておりますが、本年度は日銀のマイナス金利政策の影響から民間金融機関においても金利引き下げが懸念されており、利子額も大幅に減額することを見込み計上しました。

予備費につきましては、今後の緊急的事態に弾力的に対処できるよう一定額を計上いたしました。

以上、経常経費の抑制に心がけ、事業の重点化を図り、必要な事業は積極的に進めることといたしました。

次に、特別会計について申し上げます。



国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

医療費に係る保険給付費については、平成27年度は若干下降傾向でしたが全体では依然として高い水準で推移していることから、近年の実績を勘案して計上いたしました。

国民健康保険税収入につきましては、その実績を勘案し計上いたしました。

また、本年度は会計内で必要な経費が賄えることから、一般会計からの繰り入れは経常の金額のみといたしました。

今後も厳しい状況は続くものと思われませんが、引き続き村民の健康づくりと保健意識の高揚、医療費の適正化に努めてまいります。

次に、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算について申し上げます。

別荘地地上権の販売など、地上権分譲事業が円滑に進められるよう所要額を計上いたしました。

次に、住宅団地分譲事業特別会計予算について申し上げます。

天王住宅団地の未分譲区画は残すところ1区画となりましたが、この維持管理と販売に係る所要額を計上いたしました。

次に、下水道事業特別会計予算について申し上げます。

下水道事業は水洗化率が80%を超えました。今後も快適で清潔な環境の中で生活を送ることができるよう計画的に事業を進めております。

昨年度、上井堀地区農業集落排水を公共下水道に接続するための管渠布設工事が完了したことにより、上井堀浄化センターの管理経費は大幅な減額となりました。

引き続き健全で効率的な管理運営ができるよう努めてまいります。

次に、水道事業特別会計予算について申し上げます。

良質で安心・安全な水道水を安定的に提供するため、水道施設の維持管理には万全を期すとともに健全な運営管理に努めてまいります。

本年度は国庫等の補助事業対象となる事業はなく、村単による工事及び施設修繕などの所要額を計上いたしました。

次に、介護保険特別会計予算について申し上げます。

近年の介護保険認定者数の増加とこれに伴う介護保険サービスを見込み、所要額を計上いたしました。

本年度は第6期介護保険計画の2年目となりますが、保険給付費においては計画した金額内で推移しており、第6期期間中の財源不足は生じない見込みとなっております。

引き続き介護保険制度事業の円滑な運営に一層のご理解をお願い申し上げます。

次に、後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

高齢者の医療確保に関する法律が施行され、新たな後期高齢者医療制度が発足して8年目を迎えます。

平成28年度は保険料の改正が予定されていることから、県広域連合よりの見込み額保険料を計上いたしました。

歳出においては、その見込み額に合わせた連合会への負担金等所要額を計上いたしました。

次に、観光事業特別会計予算について申し上げます。

シェーンガルテンおみ及び聖レイクサイド館につきましては、平成28年4月から新たに株式会社技研サービスを指定管理者として5年間の指定管理契約を締結いたします。村内外のご利用者様にご満足いただける施設となるよう努めてまいります。

景気の長期低迷と少子・高齢化の進展、観光客のニーズの多様化など、観光事業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。今後、観光施設のより効率的な管理運営を図るとともに新たな誘客に努めてまいります。

また、平成元年に大規模改修及び新設をした聖高原スキー場の索道施設及び降雪機につきまして、経年劣化が著しく進んだことから一部改修及び更新を行います。

観光施設においては、引き続き長寿命化を図るべく計画的に施設の修理・改善を行ってまいります。

以上、平成28年度の一般会計並びに特別会計について概要を申し上げます。

今後、地方は過疎化、少子・高齢化がさらに急速に進み、厳しさは増すことが予測されますが、一方には明るさもあります。都市部には農業志望の青年がふえておりますし、都市部から農村へ移住・定住する田園回帰の動きが全国各地であらわれていることも事実です。都市と農村との共生社会の創造が均衡ある国土の発展に欠かせないはずで

「地域のことは地域で考える。地域みずからが知恵を出し、地域みずからが汗を流して自立していく。」地域の個性を最大限に発揮する地方創生が、今、求められています。

今日の厳しいときこそがチャンスと捉え、麻績村が常に躍動し続ける希望に満ちた村となりますよう、行財政のスリム化・効率化など一層徹底した行財政改革を進めながら、全職員一丸となって村政運営に当たってまいります。

今後とも村政に対し議員各位を初め村民皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年度予算の提案といたします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第16号から議案第24号までの9議案についての事項別明細の説明、質疑を3月9日及び3月10日にそれぞれ議員全員出席しての常任委員会において行い、議案の審議、採決は本定例会第3日目の3月14日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上で本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

これにて平成28年第1回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

なお、この後、全員協議会を開催し、上程しました議案等について提出者より詳細説明を受けますので、委員会室にご移動願います。また、全員協議会終了後、常任委員会において付託案件の審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時16分

平成28年第1回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成28年3月12日（土）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

---

出席議員（7名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 柳原俊文君

振興課長 宮下利秀君

住民課長 峰田江津子君

観光課長 塚原敏樹君

教育次長 森山正一君

監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 臼井孝夫

書記 岩淵美奈

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員7名全員です。定足数に達していますので、平成28年第1回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

なお、報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

---

◎一般質問

○議長（尾岸健史君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は5名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

---

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（尾岸健史君） 初めに、5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭でございます。

質問通告事項によりまして質問させていただきます。

質問事項の1でございますが、住みやすく、住み続けたい村づくりについてお伺いします。

広報1月号で村民に周知しました地方創生における総合戦略では、「住んでよかった」、「これからも住みたい」村づくりに引き続き取り組むことになっています。従来以上に魅力ある村づくりが求められると思いますが、施策について伺います。

要旨でございますが、1つとしまして、村民が快適で活力ある生活を維持、発展させるための今後の施策はにつきまして伺います。

現状を村民がどのように受けとめているかで、住んでよかった、これからも住みたい村につながり、さらに住みやすさを求めた施策が今後の村の維持・発展につながるのではないかと考えますので、施策につきましてお伺いします。

要旨2でございますが、選ばれる村としての施策は。

人口戦略の中で、近隣なり都市圏へのアプローチを行い、移住促進、若者の転出抑制なり地元での就職支援、仕事づくりを進めることが必要とうたっております。村の魅力のさらにアップを図り、変貌し、村を売り込むのか、今後の施策につきましてお伺いします。

要旨3点目でございますが、高齢者が生きがいを持って生活できるための今後の施策につきまして伺います。

生きがいはそれぞれ個人によって違いますし、生活環境もさまざまです。特に行政として、当村、高齢者が人口の43%を占めている中では、村の元気さは高齢者の元気さでもあるかとも思います。活動のきっかけづくりなり仲間づくりなりいろいろありますけれども、高齢者の皆さんの生活の質を高めるための行政として一助となる施策についてお伺いをいたします。

質問事項の2に移ります。

認知症対策につきましてお伺いします。

要旨1でございますけれども、認知症予防対策の取り組みについて。

最近特に、新聞初めテレビ等で認知症にかかわる事項、地域での取り組み等の記事、報道が多くなっていますし、罹患者もふえ続けるとのこと。国の最近の報道では、2025年には高齢者の5人に一人が認知症になると予測されています。国家戦略として対策を行うと

言っています。村でも予備軍としては心配があるかと思えます。認知症とは何かを知ることから真剣に取り組む必要性があり、認知症を知ることが予防対策につながるのではないかと考えますが、今後の取り組みについて伺います。

要旨2でございます。早期診断及び専門医療機関との連携、介護体制のあり方について伺います。

早期発見、早期診断、早期対応が大切であると言われております。専門医での早期の正確な診断で原因を見きわめ、患者と介護する人の生活改善が必要であるようですが、早期診断の体制なり専門医との連携について、また罹患者への介護についての考え方につきまして伺います。

以上、答弁を求めます。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 5番、塚原義昭議員のご質問に答えさせていただきます。

まず最初のご質問でございます。住みやすく、住み続けたい村についてということでございます。

麻績村が目指すべき方向と主要施策の概要は、第6次麻績村振興計画及び麻績村総合戦略で示しております。ご質問の住みやすく、住み続けたい村をどのように創造していくか、これは、今日まで先人たちが知恵と努力で推し進めてきた村づくりであり、これからも村民が一つになって新たな時代へ向けて汗を流していく村づくりの理念であると思っております。

過疎化、少子化、人口減少が急速に進み、地域社会を支えていく、また支えてきた従来の仕組みが崩壊しようとしている今、これをいかに食いとめていくかが村づくりの最大の課題であると考えております。過疎化、少子化、人口減少を克服しようと各種の新たな施策を展開しておりますが、これらが効率的に機能し合って課題が改善されていくものと願っております。

今後も引き続き、若者定住策、子育て、教育環境の充実、安心・安全の生活環境づくり、地域産業の振興、都市との交流、これらの施策を力強く進めてまいります。

NPO法人ふるさと回帰支援センターが昨年実施しました田舎暮らし希望地域ランキングアンケートの結果は、第1位が長野県です。また、移住したい都道府県の第1位も長野県です。選ばれる理由はいろいろあるかと思えますが、一言で言うと魅力ある地ということに

なると思います。万人に魅力ある地となることは難しいことではありますが、より多くの若者が魅力ある地と感じていただき、住んでみたい村、このようになる村づくりを進めていくことが重要であります。多くの若者が定住して地域を支える村、このことが高齢者にも安心して過ごせる村になっていくはずであります。

今まさに地方創生のとき、麻績村でも、新麻績村創生に向けて住民とともに各種の施策を進めてまいります。

具体的事業内容等につきましては村づくり推進課長から答えさせていただきます。

次の高齢者が生きがいを持って生活できるための今後の施策はということについてお答えをさせていただきます。

高齢者が生きがいを持って生活できるための今後の施策ということでございますが、高齢者が幸せと感ずること、それは、健康で住みなれた地域で安心して生きていける、そして生きがいを持って日々の暮らしができるということではないのかなと思っております。要介護状態になっても人生最後までこうした幸せを確保されていくことが、これからの社会に求められてくると思います。地域全体で、住民同士の支え合い、村全体での支え合い、これらによってこれを目指そうというのが、新しい総合事業あるいはそれを含む地域支援事業であります。

麻績村では、今後、この事業を村づくりとして捉え、関係組織等と連携して推進してまいります。既にこの事業は協議体を発足させ事業を進めておるわけでございますが、今後の進め方等につきましては住民課長から答えさせていただきます。

次の認知症対策についてのご質問でございます。

厚生労働省では、平成27年1月、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新たに「認知症施策推進総合戦略 認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて」、いわゆる新オレンジプランを策定しました。この戦略は、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現を目指す中で、行政、民間、地域住民などさまざまな主体がそれぞれの役割を果たし、社会を挙げて認知症高齢者等に優しい地域づくりに取り組むというものであります。

麻績村におきましても、この新オレンジプランに沿って取り組みを進めてまいります。これらの内容につきましても住民課長から答えさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 宮下村づくり推進課長。



○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

村民が快適で活力ある生活を維持、発展させるために、限りある財源が村政施策全般にわたり有効的に使われていかななくてはなりません。そこで、麻績村振興計画に基づき各種の施策を進めていきます。

まず、振興計画に沿いまして説明をさせていただきます。

「学び 育み 生涯を豊かに生きる 村づくり」を進めるための施策でございます。

妊娠期から幼児期、幼児教育と保育など相談事業の充実を図るとともに、出産祝い金、育児支援金、福祉医療費負担など経済的施策を進めます。また、支援を必要とする子供たちへも、子育て支援コーディネーターを中心に、保健師、保育園、学校との連携強化を図ります。麻績村の次世代を担う子供たちのため、よりよい子育て、教育環境づくりについて施策を進め、定着と充実を図ります。

次に、「支え合い 見守り合い 健やかに暮らせる 村づくり」への施策でございます。

各種健診事業を初め保健指導を行うとともに、病の早期発見と治療、さらに生活を支援する福祉サービスなど、地域で支える取り組みについての施策を進めていきます。

次に、「自然とともに 安全で 住みよい 村づくり」です。

安心・安全の村づくりに向けて、あらゆる災害から住民の生命・財産を守ることを基本に、緊急車両の通行が不自由な地域の早期解消や災害に備えての対策についての施策を進めていきます。

また、豊かな自然に恵まれた麻績村においても、生活環境や生活習慣の大きな変化に伴いさまざまな環境問題に取り組んでいきます。ごみ問題から公共交通環境の充実と交通弱者に対する支援、地域情報通信など社会基盤整備を進める必要があります。

麻績村では、若者定住人口対策として若者定住住宅の建設を進めています。子育て世代の若者向けの住宅となっています。28年度で計画戸数の建設は終了しますが、今後は新たな施策の展開も検討してまいります。

次に、「地域資源を生かした 元気あふれる 村づくり」です。

麻績村の基幹産業である農業、人口減少と少子・高齢化による危機を迎えております。そこで、行政と地域が一体となって農業の担い手育成を行うNPO法人の設立に向けているところです。行政の役割は、都会から農村志向の若者を受け入れます。NPO法人は、農地の確保と農業指導を行います。この取り組みを拡充することで遊休荒廃農地の対策、しいては移住、定住、結婚につながっていく可能性を持つ取り組みでもあります。村民皆様のご支援

とご協力をお願いするところであります。

また、観光事業にも力を注いでまいりました。聖高原別荘を中心とした観光と農村風景を活用したシェーンガルテンおみは、宿泊観光客の受け入れを目的とした滞在型観光施設として営業を行っております。しかしながら、観光客の低迷から売り上げが伸びず、民間活力を使った指定管理制度の導入を行っていますが、今後は、さらに新たな施策を講ずる必要があります。

麻績村には多くの歴史遺産があります。この歴史遺産と新たな文化施設、自然豊かな田園風景を融合させ、観光事業へと展開を始めたところでもあります。

次に、「つながりを大切に 互いに力をあわせる 村づくり」です。

地区内の道路や公民館などの施設管理、伝統的なお祭りなど文化継承をしつつ、新たな時代に即した地域のコミュニティ活動への展開が始まっています。そのために自治活動への支援、地域コミュニティ活動への支援施策を進めてまいります。

また、住民や移住希望者が生活、就業、子育てなど安心できるよう、ソフト面での環境整備施策を進めます。

次に、「信頼を深め 住民とともに進める 村づくり」です。

地方の人口減少に歯どめがかからず、既に麻績村においても限界集落があらわれております。将来、最悪の場合は自治体消滅といった事態が懸念されるところです。この事態を回避するには一朝一夕でできることではないことは誰しもが認識するところであります。さまざまな取り組みを始めるには村民と自治体との協働が必要であります。そのためにも、行政は情報公開と健全財政に向けた施策の取り組みが必要です。

ただいま申し上げました施策が着実に進展していくことが、要旨2で質問があります「選ばれる村」となっていくと思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから、質問事項1番の住みやすく、住み続けたい村づくりについての要旨3番、高齢者が生きがいを持って生活できるための今後の施策は、及び質問事項2番、認知症対策についての補足説明を申し上げます。

それでは最初に、高齢者が生きがいを持って生活できるための今後の施策はについてでございますが、高齢者が地域で生き生きと暮らすために、第6期介護保険事業計画では新しい地域支援事業を実施いたします。先ほど村長が申し上げましたように、これは介護保険制度

の改正というよりむしろ地域づくりの面があります。これからは、高齢者の生活基盤をどう継続性のあるものにしていくかという視点で捉え、生活基盤である地域をどうしていくのか、地域づくりをどうしていくのか、人と人のつながりをどうしていくのかという課題を地域ごとに考えていくためのシステム構築が必要となります。2月に立ち上げました麻績村生活支援協議体会議は、この新しいシステム構築のための組織です。

今回の第6期介護保険事業計画では、高齢者が可能な限り住みなれた地域や自宅で自立した日常生活を営み、人生最後のときまで自分らしく生きることを目指しております。また、そのための基盤は、画一的なサービスの提供ではなく、地域の実情に応じて、公的な介護サービスや生活支援サービスのほかに住民相互の支え合いの地域づくりが極めて重要であり、従来の福祉の枠を超えたネットワークが必要となります。そのために、福祉専門の会議とは別に住民の支え合い活動や生活支援サービスを活性化させたり、新たにつくり出すための組織、麻績村生活支援協議体を立ち上げました。

今回ご委嘱申し上げました委員は、商工会やJA、シルバー人材センターなど麻績村の生活のさまざまな分野で実際に活動をされている組織や個人の皆様方です。今後、委員中心に村内高齢者のニーズの把握、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、ニーズとサービスのマッチングなど、地域のあり方をともに考えていただき、麻績村にふさわしい地域システムづくりを目指したいと考えます。

平成28年度には、生活支援コーディネーターもあわせて設置いたします。高齢者の生活支援等のサービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援サービス等の提供体制の構築に向けたコーディネートを行います。この両者がお互いに協力し合いながら活動をするというのが目的でございます。

地域の暮らしは便利なことばかりではありません。高齢になれば地域との関係は希薄になり、暮らしの楽しさより不自由さがふえます。地域を基盤とした介護予防事業は、生活の中で楽しさや安心感、豊かさを実感してもらうことが大切です。人は誰でも助けてもらう立場に置かれ続けるのは本意ではなく、誰かに頼りたい、助ける役割を担いたいとも感じておる生き物です。そのためには、高齢者が高齢者を支える、そんなシステムも必要かというふうに考えております。それが生きがいを持って生活できるというようなことであるというふうにも思います。

今後、地域づくりに協議体やコーディネーターの活動を生かしていきたいというふうに考えております。

あと、認知症対策についてございます。

認知症対策について2点の質問をいただきましたので、最初に麻績村の状況を申し上げます。

先ほど議員のほうからお話がありました厚生労働省の新オレンジプランの予測数値で、およそ2025年に認知症有病率については5人に一人、約2割の方が認知症になるというような数値が出ておりました。麻績村に当てはめると、65歳以上の人口が2月1,218人ですが、243人ということになります。平成27年度、麻績村で介護認定を受けている265人のうち、認知機能に課題があり日常生活に支障が出ると思われる生活自立度ランク3以上の方は45人で、介護認定を受けている方のおよそ16.9%となります。

質問の認知症対策の取り組みについて申し上げます。

まず最初に、認知症予防事業及び家族等への支援事業でございます。従来から社会福祉協議会への委託事業として実施している地域支援事業の中で、一次予防事業のセミナーや地区での出前講座などを実施してまいりました。平成28年度は、社会福祉協議会への委託事業で新たに、一次予防事業では半年間ワンスパンで実施する認知症予防教室、生きがいと健康づくりで見守り隊生活支援サポーター養成事業、あと家族介護支援事業でも認知症を学ぶ会を実施します。これは認知症サポーター養成の事業でございます。特に、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできるだけの手助けをする認知症サポーターの養成は重要です。社会福祉協議会にはこの養成の講師役であるキャラバン・メイト養成講座を修了した者が配置されているため、講座については継続して実施していく予定です。

認知症の人やその家族を支援するための認知症地域支援推進員の設置が必要となってきます。そのために、現在、麻績村役場から職員がその研修に参加しております。

最後に、今後必要となる市民後見人の確保については、麻績村が事業委任をしている成年後見支援センター「かけはし」で平成27年度から取り組みが始まっておるところでございます。

続きまして、要旨2、早期診断及び専門医療機関との連携、介護体制のあり方について申し上げます。

国の新オレンジプランによると、「容態の変化に応じて医療・介護等が有機的に連携し、適時・適切に切れ目なく提供」していく。また、「早期診断・早期対策を軸とし、妄想・うつ・徘徊等の行動・心理症状や身体合併症等が見られても、医療機関・介護施設等での対応

が固定化されないように、最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組み」構築が望まれています。そのための施策として、認知症初期集中支援チームの設置を平成30年までに全ての市町村で実施するというふうになっております。

麻績村でも当然、認知症初期集中支援チームの設置を目指すわけですが、設置につきましては専門職等の人材確保や医療と介護の連携などの課題が多く、一定の準備期間が必要というふうに考えております。現在は次のような準備作業を行っております。

一つは、チームには専門医の認知症サポート医が欠かせませんが、現在、筑北地域にはおりません。これを重く見てこの2月から塩筑医師会認知症対策委員会が設置され、広域での検討が開始されております。

続きまして、筑北地域につきましては現在4医療機関があり、それぞれ、かかりつけ医認知症対応力向上研修等を受講されて、地域医療の担い手として認知症対応にお力をいただいております。この地域としてはかかりつけ医が2村にまたがっていることから、麻績村、筑北村、両村一体で検討していく必要があります、平成28年度から筑北村とともに在宅医療・介護連携推進委員会を設置して、認知症のみならずさまざまな医療・介護連携の課題を検討していくことになります。

これらを通じまして、できるだけ早く認知症初期集中支援チームの設置を行うという予定でございます。

以上でございます。2点についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、質問事項1から再質問させていただきますが、最初に、住んでよかったと実感できる村というのを一言で言うとどんなようなことになるか、考え方がありましたらちょっとお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 大変難しいご質問でございますが、これ私の個人的な考えになろうかと思いますが、安心できる社会、そして人々の気持ちが優しい村、これが住みやすい村というふうに感じております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ありがとうございました。

それでは、6期計画を進めながらより住みやすさを求めるということだと思いますけれども、現状やっている事業については十分理解しておるところですし、新たに取り組むことも先ほど報告いただきました。

そこで、村民が行政に期待するものは何かということだと思いますが、6期計画の中でアンケート調査した内容を見たわけですが、何が一番要望が強いかということになるわけで、医療・福祉の充実が一番高かったわけですが、安心して子育てができる村づくりと、こんなことが2番目になっておりました。大きな意味で福祉という観点で伺いたいと思いますが、具体的に、村民のそういう要望に対しての把握というものはどのような形で行っているかお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 住民の思いをどう受けとめていくかということが行政の一番大事なことであろうかなと、このように認識しているわけですが、私どもは、いろんな場面で住民の皆さんのお声を聞いていくということもやっているわけですが、特に毎年行っております地区巡回の行政懇談会、それから各委員会等でのいろんなご意見、それから時にはアンケート、こういった形でいろいろな思いを組み上げていくということで進めているわけですが、また議会の議員の皆さんからも村民の声を届けていただくと、こういったこともあるわけです。あらゆる場面での声を大事にしていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それぞれの会議等、アンケート調査の中でできるだけ受けとめるということだと思いますけれども、福祉というものの自体がどういうものかというところがなかなか私自身理解できないわけですが、たまたま字を調べますと、「福祉」の「福」の字も「祉」の字も幸せを意味するような漢字だそうございまして、そういうことになりますと福祉というのは村民を幸せにすることであると、こんなふうに言っている人もあるわけですが、できるだけ村民の意向を感じ取って、提言を受け入れて方策なりにしていただければ非常にありがたいのではないかとこのように思います。

ところが、いろいろ村への要望なり意見も出ているわけですが、村民はその内容をなかなか把握されていない、実態がわからないと、こんな感じもするわけございまして、その中

で村では一生懸命取り組んでいることと思います。

そういう中では、要望に対して村が取り組んでいることまたは取り組もうとしていること、当面ちょっと取り組めないような状況もあろうかと思いますが、そういうあらゆるものの情報をできるだけ流していただいて、村民と共有なものにしてもらうことが非常に重要ではないかと。そのことによって行政と村民との密接な関係ができ上がるのではないかというふうを考えるわけで、今以上に関係を密にするような方策として情報公開という中で力を入れていただきたいと思いますが、考え方につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 情報公開ということも今の行政には大変求められていることございまして、あらゆるものに今、情報公開ということで力を入れているわけです。その一つとして、ホームページ等についても全て構築し直してわかりやすくしていくとか、それから各課のいろいろな情報も提供していくというようなこともこれからさらに力を入れていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ホームページも毎回見ているわけですが、まだまだ情報が少ないかなというふうに思いますので、努力をしていただきたいと思います。

昨年、国勢調査が行われまして、市で唯一、人口増に転じた市につきましては、福祉の充実に取り組んだことが影響して若年女性の減少率を低く抑えられ、人口増に転じる結果につながったと、このように言っております。福祉施策への特化または特徴を持たせるという意味は非常に大きいのではないかというふうに考えます。

それでは、要旨2の村の売り込みににつきまして質問させていただきます。

今後について、先ほど都市との交流なり若者の移住を考えていくということでございますが、そのやり方ですが、本格的に定住地として売り込んでいくのかどうかということの前段の考え方は、どのような考え方を持っているかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） どうお答えしていいかわからないわけですが、今進めております施策を全てきちんとやっていくということが選ばれる村として行くんではない

かなと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ひとつには、今、地域おこし協力隊も定住に結びつけば大きな成果だというふうに思いますし、今後、ターゲットを絞ってやるのかどうかというところでございまして、現役世代に対してやるのか、退職世代に対してやるのか、特別そこまでは考えないということなのか、そこら辺のいわゆる村の売り込みについてのある程度具体的な方策というものを持ってやるのかどうかというところをちょっとお聞きしたかったわけですが、もし考え方がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、都市から地方への移住というようなことについていろいろな考え方があろうかと思えます。第一線を退いた皆さんを受け入れてやっていくということもありませんし、それから若い人たちを受け入れていくというようなこともあるでしょうが、麻績村としては、できれば若い人たちにたくさん来ていただいて、この地域を若い力によって支えていただいと、こんな思いが優先しているわけでありませう。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 現役世代というようなことになろうかと思えます。そうしますと、子育て環境なり教育環境なり働く環境なり、そういうところも重要になってきますし、今の経済情勢の中では夫婦共働きというようなところまでいかないとなかなか定住ということにならないかというふうには思うわけですが、そんな環境をより求めていただきたい。そういう面では非常にハードルが高いというような感じもするわけですが、何かできることがあればということになるわけですが、就職支援等の考え方はどのように持っていくか、考え方がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 企業誘致等の話もあるわけですが、大変難しいことであるなと思っております。難しいといひますのは、一家を背負っていく方が勤めていけるような優良企業の誘致ということは難しいということをお言ひさせていただきます。

そうした中で、今、農業に目をつけていくことも必要ではないかなと思ひているわけだ。それで、今までも半農エックスというような言葉があったわけだ。そういったことを求めてくる青年たちも多いということで、今、農業にも力を入れてやっていきたいな



と、これが地域の産業にもなってくるのではないかなと、こんなふうにも考えているわけですし、既に地域の農業を見直すことによって若い者が定住しているという先進地もあるわけですので、こういったところにもこれから力を入れていきたいと、そう考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ちょっと観点を変えてお聞きしますが、若い世代にできるだけ住み続けていただく施策ということになるわけですが、今、生活している皆さんが愛着心を持っているかどうかということになるわけですが、これも6次の時点でアンケートがとられております。小学生なり中学生なり、自分の村をどう感じているかということですが、将来の村を占う要素だろうというふうに思います。調査結果によりますと、村に対する好感は非常に高いと、現状の住みやすさについても評価が高いということから、現状の受け止めは非常によいと、このようにアンケートの中では判断をしました。

しかし、将来に対するアンケートの結果を見ますと、4割近くは将来も麻績に住みたいということですが、中学生女子、女子ということもありますが、実態を見ますと、将来、麻績に住みたい人はゼロと、住みたくない人が3割ということになっているわけで、若い人ですので都市部への憧れがあったり、進路先からの影響もあったり、仕事なり、限りなく環境に対する意識が年齢とともに変化が出てくるだろうというふうに思います。

ここで暮らしていただけるということの施策というものをやっぱりとって行かなければいけないだろうというふうに感じるわけですが、学業に対する支援、先ほど報告がありました。就職、通勤に対する支援等、生活基盤の対策が伴わないと、現在も将来も若い世代の確保ということは非常に厳しいものが想定されるのではないかと、このように考えるわけですが、お答えいただいたところもありますが、特に通勤等に対する支援等の考え方がありましたらお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ただいま通勤・通学等への支援ということでご質問がございましたので、今現在の考え方について答弁をさせていただきます。

この問題につきましては、去る総合戦略を策定する際におきましても、戦略の委員のほうから通勤・通学への支援も必要ではないかというご意見をいただいたところでございます。しかしながら、今現在、通勤手当には会社からのある程度の支給、あるいは通学ではJRの

通学割引といったような方法がとられております。限られた財源の中、優先すべき事業から現在は進めているところがございます。通うことへの支援の充実につきましては、現段階では時期尚早と考えているところがございます。ご理解をお願いしたいというところがございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今後の努力というところでお願いしたいと思います。本格的に村を売り込むといえますか、そんなことの中ではPR等もしっかりやらなければいけないというふうに思いますが、時間の関係もありますので、努力いただければというふうに思っております。

それから、要旨3の高齢者の生きがい対策でございますけれども、先ほど説明をいただきまして、組織づくりなりコーディネーター等、しっかり住民のニーズを把握しながら高齢者の生活の質の向上を図っていくということでございますので取り組みをお願いして、認知症のほうの質問に移らせていただきたいと思いますので、お願いします。

認知症対策の要旨1に関連した再質問になりますけれども、お話はいただいたわけがございますけれども、特に認知症に対して村民が世代を問わず知ることから、これを始める必要があるだろうというふうに思っております。現在、各地を見ますと、行政なり社協なり一般企業でも広く住民向けに講演会等を開いているのが実態でございます。ことしの社協での取り組みにつきましては、先ほど報告いただきましたので理解しました。しかし、多くの方に知識を得ていただくという、専門的な立場の方からの講演会というか研修会等をどのように考えているかということが第1点。

2点目には、ホームページを見て認知症の語句を探しましたがけれども、健康相談には載っておりました。ほかにはちょっと情報提供がないような状況でございます。今後のことも考えまして、家族含めて周りの人の認識も必要ですので、当然、自己管理というものもあるわけでございますが、そんな観点で、村民への認知症にかかわる予防と情報提供を積極的に行う必要があると思っておりますが、そこら辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

峰田住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、ご質問いただきました2点についてお答えさせていただきます。

講演会等でございますが、現在でも年1回ほどでございますが社会福祉協議会等で講演会を実施しております。平成26年度には村としてもこれを1回行いました。ただ、現在、先ほど申し上げましたように、28年度から認知症サポーターの養成講座というのを中心に行っていきたいというふうに思っています。

認知症サポーターというのは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできるだけの手助けをするという制度でございますが、これはいわゆる一般の家庭の方に限らず、最終的には学校、それからあと職場の関係でもできるような、そういう方々にも知識を持っていただくものでございます。ことしはまず地域から始めていきたいとは思っていますが、最終的には学校等、教育委員会のご協力も得ましてやっていくような方向も考えたいというふうに思っています。

ただ、講演自体が必要でないという意味ではありませんので、これにつきましては、今後とも社会福祉協議会のほうにご相談申し上げながら継続して続けていくということも考えております。

あともう一点、相談等に関してのものでございますが、実は認知症というのはどうしても、ある程度、年をとれば認知機能に差し支えが出てくるのは当たり前のことでございますけれども、余りそれぞれ喜ばれる症状ではございません。ですので、具体的に認知症の症状が出たり、それから家族の中にいましても認知症で相談に見えるという方はなかなか抵抗のある場合がございます。ですので、一般的な介護相談として受け付けております。その中でご本人及びご家族のほうに余り衝撃がないようにといたしますか余りショックがないようにというように、少しずつ理解をいただき対応ができるようにというように、表にはそのようないわゆる広報的なもので認知症のための相談というのほうはたっていないということをご理解いただければありがたいというふうに思っております。

ただ、広報等に関しましては今後も当然必要なことでございますので、一般的な知識をつけていただくこと、それからあと一般的な広報としては行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 関連しますので要旨2のほうも含めまして質問しますが、今も認知症に対する相談というものがなかなか難しいというふうな感じで受けとめたわけでございますが、認知症は治らない病気だというような誤った考え方があってなかなか医療機関へ行かないというようなケースも多いようでございます。しかし、早期受診なり早期診断、早期

治療が重要で、非常にメリットがあると。その初期の判断というものが、非常に高度で熟練した検査が必要になってくるようでございます。

したがって、専門医療機関での受診が不可欠だというふうに言われておるわけでございますけれども、村として医療機関、先ほどかかりつけ医の話もありました。それから、専門医との連携というようなところもあるわけでございますが、そこら辺どのように考えているのか。特に保健師なりケアマネジャーとのかかわりが非常に重要になってくるのではないかと、いうふうに思いますが、そこら辺の考え方がありましたら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

峰田住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） まことに議員のおっしゃるとおりで、そこら辺の連携が非常に大切であるというふうに考えております。それが先ほど申しあげました認知症初期集中支援チームの設置ということでございますが、先ほど申しあげましたように、専門の認知症サポート医というのがどうしても欠かせませんで、これにつきましては、現在、筑北地域のほうでこの専門医の研修を受けている方がおられません。今後、村からの推薦等々がございまして、このことについては今現在、筑北地域の4医療機関のほうと協議を行っていくように考えています。

また、それとは別途、麻績村で精神保健相談というようなものを行っております。こちらのほうにいわゆる専門医の方がお見えになっております。そういう方に対しまして、現在、保健師のほうから心配のあるご家庭につきまして、いわゆる往診というようなことができます。出張して診断というか状態を診るといったことができますので、そのような制度も活用しております。

先ほど申しあげましたように、なかなか最初の切り口が難しいところでございまして、やはり協力してやっていくということが大変必要であるというふうに思っています。必ず新規の介護保険の事業の申請をなさるとき、それからいろいろなお困り事の相談があるときというのは、今、包括支援センターを通します。包括支援センターで、ご家族からのご相談がありますとそれに応じましてケアマネジャーのほうで保健師、それからあとかかりつけ医もしくは専門医のほうへご相談申しあげまして、対応のほうを現在も調整しております。

ただ、先ほど申しあげましたように、認知初期集中支援チームが必要でないということではなく、やはり早く必要なものだと思いますので、なるべく早い立ち上げに努力していきたいというふうに思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） すみませんが、そういう取り組みでお願いしたいと思います。

介護面でちょっとお伺いしますが、今後、認知症患者がふえるということが予想されますが、そのことによりまして、将来、施設入所ではなく自宅など地域で暮らす人がふえると前段もお話あったわけでございますけれども、そういう中では徘徊という問題も出てくるというふうに思います。過去には大きな問題にもなったというふうに聞いております。そういう面では、家族・地域・職場が一体で見守るといような体制づくりで、当事者が落ちついて安心して暮らせる環境をつくることが重要であると言われております。

現実、いろいろ考えますと老老介護なりひとり暮らしが多くなっておりますので、現実問題としては非常に在宅介護も困難な状況がうかがえるわけでございます。しかし、患者に寄り添って、できることは取り組むべきと考えるわけでございますが、そんな意味で、より患者、家族を支える、また関係する人の合意を得ながらそれぞれ役割を果たしていく環境形成、介護体制、地域づくり、地域包括ケアシステムということになるわけでございますけれども、より充実を図っていただければと、このように要望したいと思います。そこら辺は改めて確認はしませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど来、話が再三出ておりますが、新聞報道でも認知症サポーターの養成というようところで、県下には13万5,000人いるようでございますけれども、先ほどそういう皆さんの養成を行うという考え方を持っているということで指導者の養成をしておるということでございますが、どのぐらいの人員を確保していきたいというような考えがありましたらお答えいただきたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 実は、従来もこの認知症サポーターの養成講座は一部開いていたことがありまして、約200人ほどの方が受講しています。ただ、延べ人数ですのでダブって受けていらっしゃる方もいますので、実際に活動できる方がそれだけいるかというところ、いるわけではございません。

社会福祉協議会のほうとも話しましたが、一応、当初の目標は500人です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そういうことで、地域で守る体制づくりをしっかりと整えていただきたい。こんなことが認知症に対する体制づくりのポイントではないかと思ひますので、地域包括ケアシステムの機能の発揮を要請しまして、質問を終わりにさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問が終了しました。

---

◇ 峰 田 昶 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、6番、峰田昶議員の一般質問を許可します。

6番、峰田議員。

〔6番 峰田 昶君 登壇〕

○6番（峰田 昶君） 6番、峰田です。

私の質問は、平成28年度の重点事項について、麻績村総合戦略も踏まえて村長としての具体的な内容についての考えをお聞きいたします。

28年度予算編成から、最重点実施事項、若者定住策の推進と将来に向けて永住者をふやす新たな事業展開を初め、村民が安心・安全な村づくりと地域農業の活性化を目指すNPO法人おみごとも含めてお聞きしたいと思います。

また、地方創生への支援については、やる気のある元気な自治体を支援するとのことですので、業務執行について麻績村総合戦略を決定いたしました。総合戦略にはKPIという、キー・パフォーマンス・インディケーター、成果指標で管理することになっていると思いますので、総合戦略の各種指標値、その数値をどのように思われているか。27年度10月から総合戦略が麻績村ではできていますので、今の取り組みも含めて状況についてお聞きしたいと思います。

あわせて、若者定住策における教育についてと健康長寿対策についてもお聞きしたいと思います。

質問については通告のとおりでございますので、自席にて一問一答方式でお願いしたいと思います。

では、最初の質問でございますけれども、平成28年度予算は一般会計で24億6,500万円で、前年度比1.0%の減です。長野県の信州創生の新展開にあわせて麻績村も新たな時代に向けての、「住む人に優しく安心・安全の環境を提供しつつ、人口定着と地域産業の振興を目指す」と思いますので、1番の重要事項についてお聞きしたいと思います。

あわせて、1番は、先ほど言いましたように若者定住、人口定住に向けての考え、あわせて産業振興も含めて地域農業の活性化、NPO法人おみごとの具体的活動を支援する考えに

ついて、もう一つ、K P Iについて村長の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひ  
します。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうから答えさせていただきます。

平成28年度につきましては、若者定住促進を最重点施策に据えて各種の事業を実施してま  
いります。若い人たちが麻績の地へ移住、そして定住へとつながる、そして子育て支援施策  
の充実、教育環境の整備、安心・安全な村づくり、地域農業の活性化等の事業を進めてまい  
ります。

また、高齢者、障害者が安心して暮らせる健康長寿の麻績村、これも目指してまいります。  
先人たちから守り継がれた貴重な歴史・文化等を大切にしながら、恵まれた自然環境ととも  
にこれらを活用して都市との交流も進めてまいります。

さらに、近隣、広域との連携による事業の効率化、有害鳥獣対策、松くい虫対策、商工業  
対策、これらについても進めてまいります。

事業の具体的な内容ということでございますので、推進課長のほうから細かく説明を加え  
させていただきます。

続きまして、麻績村総合戦略におけるK P Iについてのご質問でございますが、この考え  
方についてお話をさせていただきたいと思ひます。

このK P Iという手法につきましては、このたびの地方創生における地方版総合戦略にお  
いてP D C Aサイクルの中で求められているものでありまして、麻績村でも、平成27年10  
月策定の麻績村総合戦略にもこれを盛り込ませていただいたというものでございます。

なお、このK P Iにつきましては平成31年におけるK P Iを設定しておるわけでございま  
して、この数値が達成できたかどうかということは、その時点でいわゆる検証の専門機関で  
するという事になっております。今求められている件でございますが、これは外部有識者  
等を含む検証機関を設置しなさいということになっております。また、この検証機関は基本  
目標を、数値目標及び具体的な施策に係るK P Iの達成度を検証するんだということになっ  
ておりますし、さらに検証機関は必要に応じ住民の意見聴取等を行い、また総合戦略の見直  
しの提言を行うというようなことにもなっているわけでございまして、こういった方法でこ  
れからも進めていきたいと、こう考えているわけでございます。

私のほうからは以上答えさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは私のほうから、平成28年度の重点事業ということでご質問がございましたので、主な28年度の主要事業につきまして報告をさせていただきます。

まず、前回に若干資料をお配りさせていただいたところでございますが、まずは若者定住促進、定住策の推進でございます。人口減少対策として若者向け定住促進住宅の整備を進めています。あわせて、保育料の3歳児以上の無料化、不妊治療への支援、出産・子育て支援金制度など、子育て支援施策の定着と充実に向けて環境整備を進めてまいります。

また、教育指導講師の充実、子育て支援連携特別支援員の設置など、教育環境の充実もあわせて進めてまいります。

次に、安心・安全な村づくりの推進であります。国・県・村道の整備促進です。村道では、高畑野口線の改良など、緊急性を要する事業から継続的に早期完成に向けて努力してまいります。

住宅管理につきましても、住宅耐震改修促進事業や長寿命化改修事業などについても進めてまいります。

消防・防災設備の充実については、デイサービスセンターみづきの上に設置してあります緊急時のヘリ離発着が安全に行えるようヘリポート周辺の整備を行うほか、上井堀地区農業集落排水事業の公共下水道事業への統合における終末処理場を防災備蓄倉庫への用途変更をするための整備を行ってまいります。

農業基盤整備では、用排水路改修事業、大沼池調査業務など、用排水路の整備やため池整備を継続して進めてまいります。農地情報管理、また地籍調査についても継続的に進めてまいります。

健康長寿の村を目指して、住みなれた地域で暮らし続けるために社会福祉協議会との連携の充実を図ってまいります。

地域資源を活用した都市との交流や観光事業のさらなる発展を目指して、ふるさと納税では今年度1,100万円程度のご寄附をいただくことができました。寄附者に対する返礼品によって地域産業を支えることができる可能性もある取り組みであります。村民からの返礼品等の相談が少しずつふえてきております。さらに多くの村民が参加できるようにしたいと考えているところであります。

農業振興の推進については、遊休荒廃農地を活用して農業後継者の育成を目的とするNP



○法人おみごとが新たに設立します。28年度では、荒廃が見込まれる農地約2町歩弱の面積を確保して農業指導を進めてまいります。村民皆様と農業支援組織との連携が重要となってまいりますので、今後ともご指導、ご協力をお願いしたいところでございます。

また、近年、松くい虫被害が増加し深刻化しております。松くい虫被害拡大防除事業、村有林等整備事業を継続し、森林の健全化に向けて事業を進めてまいります。

聖高原スキー場では、安全確保のため経年劣化の著しい箇所を整備を行ってまいります。また、シェーンガルテンおみ、聖レイクサイド館の運営も新たな指定管理者によって行われてまいります。魅力ある観光地となるよう、観光事業についても引き続き努力してまいります。

貴重な歴史遺産、遺構、文化財産等の保存・継承とその活用では、福満寺、神明社、石積堰堤、旧麻績小学校北校舎など、無形文化財、重要文化財等の保存事業を進めております。

このたびご寄附いただいた旅籠花屋の改修工事、調査が3月末には終わり、公開できるよう作業を進めております。早い時期に公開記念イベントを開催し、村内外に向けてPRをしていきます。

以上、平成28年度の主な事業について説明をさせていただきました。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

先ほども言いましたように、24億6,500万ということで前年度比1%減ということで、重点化、効率化して今の生活をより上げていくためにぜひ有効に活用していただきたいと思えます。

追加なんですけれども、実はKPIのところだったんですが、事業につきましてはもう事前に説明を受けていますので大体わかっておりますけれども、地方創生は従来型のトップダウンでなくてボトムアップでやっています。それで、KPIは、26年度の数値を目標に31年度達成目標になっているわけでございますけれども、今まで行政でやっています予算執行率みたいな目標と違いまして、行政としては非常に難しいんじゃないかというふうに考えられます。

ついては、このKPI、31年度まででございますけれども、KPIというものはこんなものだというようなことを住民に周知して住民と一緒にやっていく必要があるというふうに思っているんです。そんなことで、この辺の考え方についてはどんなか。KPIというものは今までにない目標、PDCAは当たり前の業務執行ですけれども、身近な目標としてのこの

K P Iについては全員が知っていてやる必要があるものですから、その辺についてお考えがあれば。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） K P I設定について住民との共有をとということでございますが、これはあくまでも今行政が目指す方向としての数値でありまして、村は各種の計画をつくる段階でそれぞれ目標を持っておりますので、この設定を動かしているということでもあります。

そしてまた、このK P Iの検証場面でどうかということになるわけではありますが、この検証場面で住民参加ということは今余り求められていない、専門の目でいわゆる公正に検証しなさいということが求められているわけでもあります。当然どういう状態になっているかということは公表していくということでございますが、このK P I設定についてあるいは検証についての住民との共有ということは、今ちょっと難しい問題になってくるのではないかなど、こう考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） その辺は理解しています。はっきり申し上げまして、昨年10月までに総合戦略を組まなければ特別なそのときの交付金が出なかったわけでございますので。もっと言うと、住民をきちっと首長なり役所なりが指導していくという部分がありまして、そういうふうに組まれているというものですので、今の数値をどうということではありません。K P Iの目標値そのもの、それなりのものが総合戦略に決まっていますけれども、住民も一緒になってやったほうがより効率的にこの問題ができるというふうに私は理解しています。

そういう面で、ぜひそんなことも指標として入れていただきたいという相当突っ込んだ質問ですので、そんな形を踏まえて考えがあればお聞きしたかった、そういうことですので、わかりました。現時点のK P Iをどういう形で決めてどういうふうにしたということ、それを周知しろということではありません。これからの実際の運用をぜひ、協働の村づくりではありませんけれども、それに使っていただきたいというようなことでございます。

あわせて、地方創生加速化交付金というのが今ありまして、そのときに、これからはやりっ放しの役所、やる気のない首長、無関心な住民の地域には交付しないというふうな話もあるようです。国の気がつかないことをやるような元気な村、地域に交付するということですので、ぜひそういうことを踏まえていろいろ進めていただきたいと思うものですから、この

重点目標も含めて、村長は十分リーダーシップを発揮していただいていると思いますけれども、この辺のことについてのお考えがあれば。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいまおっしゃられました加速化交付金ではありますが、これは平成27年度の補正ということで、これにつきましても手を挙げているわけではありますが、実はこれは100%交付されるということで非常にハードルが高いと言われております。先日も内閣府まで行って要請をしてきたわけですが、非常にハードルが高いという内容でございます。

さらに、今後に向けては2分の1交付金というのが来年度から始まっていくわけですが、これらにつきましても今おっしゃられたように内容が難しい、ハードルが高いという制度でございます。

それぞれ関連し合って、いわゆるこれが目指す、地方が真に創生されていく内容であるかどうかということが明確でなければいけないし、それから、それが先ほどから出ておりますKPI指標を確実に達成していくんだという、そのステップが明確になっていなければいけないということでもあるわけがありますので、今後とも村では幾つものこれに挑戦していかなければいけない仕事もありますし、住民とともに新たな村をつくっていくには新たな制度でやっていくという心構えでいるわけでございますので、いろいろな面で議員の皆さんからもご支援を賜りたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ぜひ前向きに何にでも手を挙げて、どうかかなと思ったときには進んでいくような形でお願いしたいと思います。

重点実施事項につきましては、いろいろな面で通達が出されたり、それから一番最初に予算書もつくって、きょうお見えになってはいますが、広報の関係でも説明をしていただけるかと思っておりますので、1番についての質問は終わりたいと思います。

2番のほうです。

教育は昔から百年の計と言われております。村づくりの基本だと思います。そこで、若者定住策における教育についてお聞きしたいと思います。

子育て支援については、教育関係の答弁が前任者のほうでもありましたけれども、麻績村子ども・子育て支援事業計画に細かく記載されています。村内の義務教育、年少者ですね、

14歳までの子供がいる家庭についての今の状況、現況をどのように把握されているかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 義務教育にかかわる家庭数等でよろしいでしょうか。

今、この27年度見てみますと、小学校、中学校分けて考えますと、小学校の単独の家庭数とすれば72、104名、また中学校の麻績村部分でいきますと40家庭の79人ということで、小・中合わせますと112家庭があるということで、生徒数とすれば183名になるかと思えます。こんな状況を踏まえながら、内容的にはやっぱり1人家庭、2人家庭、3人家庭というような状況はありますが、総体的には112家庭で今行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 大変難しい質問かと思うんですけども、麻績村の年少、先ほど言いましたように人口割合は8.9%と国勢調査で出ましたよね。長野県内の77市町村のうち低いほうから6位です。日本の相対的貧困率、ちょっと難しいんですが、等価可処分所得の中間値以下の家庭が過去最悪になっているというような話も聞きます。16.1%で、また子育て中の貧困率は16.3%。個人情報までは私、聞くつもりはありませんけれども、これに該当するようなおうちがこの麻績村にはあるのかどうかお聞きしたいと思うんです。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 一応、教育関係におきましては、文部科学省の関係でそこら辺のことも踏まえ、経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対する部分での支援がございます。普通に言われます要保護・準要保護というような形でございます。麻績村の中にも対象になる家庭はございます。数等につきましては個人が特定される状況がございますので申し上げられませんが、麻績村としても対応する家庭はございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 先ほど1人親、2人親、それから大勢で面倒見るといふ、そういうお話もありましたけれども、1人親は貧困率が50%近く、そのうち単身の女性がもっと厳しいというふう聞いています。ぜひその人たちについては、生活保護という言葉も余りよくありませんけれども、日本人的に見ますともろにそういう話をするのが下手くそといふか、そういうことは我慢する国民性だといふふう聞いています。対象が700万人ぐらいこうい

う関係にありますけれども、実際に若年者の生活保護というのは160万人ぐらいしか日本はないようです。27年度、216万人ちょっと生活保護を全国では受けていて、こういう関係の人の受けている率は23%のようです。それから、ドイツでは65%で、フランスでは90%がそのことを受けているようです。ですから、苦しかったら苦しいというのを自分たちで言える状況ができているというようなことから、ぜひこういう子供たちに対して温かい目でいろいろ接してもらいなり支援をお願いしたいと思います。

続いてですが、全国一斉テストで筑北中学の生徒は大変優秀だと聞いております。高校以上の教育について子供たちはどのように進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 中学を卒業する中で高校へ向かっていくということ、また高校生から大学へ進んで就職活動に入っていくというような状況でございますが、村内における高校進学率はほぼ100%に近いというふうに思っております。そんな中で就学等への支援をしていかなければならないという部分もございますが、今のところ、公立高校、私立高校、高校につきましては授業料が無料化になっております。

そんなことで、国としても支援ができているのではないかなというふうに考えておりますが、そんな中でも公立高校に比べまして私立高校のほうがやはり経費がかかる部分がございます。そんなことも踏まえている中で、私立高校の生徒の家庭には若干の補助を行っております。また、そんな中で子供たちが高校生活を十分に過ごしているかどうかということも中学等のほうにも報告がある部分については把握しながら一応進めているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 高校までは100%それなりに、思うようなところへ子供たちが行っているということで安心しました。ただ、これから若者定住に向けていろいろの努力をして麻績村に住んでいただきますとなると、教育は非常に大きな、先ほど言いました14歳以下の年代の人数をふやすには将来を見据えて安心できる教育が必要かと思っておりますので、ぜひそのような部分で努力をお願いしたいと思います。

先ほどの質問の中で子供たちがどんなふうに考えているかということ、青少年の将来に向けての誇りとか頑張るぞというようなことが、アメリカでは70.9%、中国では79.4%、対して日本は、誇りを持っている人は50.9%と低いようです。それから、将来に対しての希望ですね、アメリカでは91.1%、韓国では86.4%、スウェーデンでは90.8%、日本では

61.6%とのこと。宗教の違いもありますし、それから謙虚な国民性も含めてですが、ちょっと低過ぎるのではないかなと思います。

1番の塚原議員の住み続けたい、住みやすいというようなことも踏まえたときに、この数字は日本全体ですけれども、麻績村なら少なくとも平均以上のそういう答えが出てくるようにできたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、100%行っているということになれば、現状については特に対策はないというふうに考えておられるのかどうかですが、これから新しく入ってこられる方がおりますので、ぜひ強化をお願ひしたいと思ひます。

子育て、教育は、家庭、地域社会、学校、行政で行うものというふうに書かれていますし、皆さんも思っていると思ひます。体育系の学生もいますし、嫌いなことを無理にさせる必要はありませんけれども、それぞれ子供たちが能力を発揮して活躍できる、適材適所に子供たちが進んでいただきたいと思ひます。

そこで、高校はわかりましたけれども、大学で勉強したいと思っているような人で、行けない場合があるかどうかわかりませんが、行けないような場合、それに対して子供への方策なり支援なりについてどのようにお考えですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 非常に難しいかなと思ひますけれども、今のところ、教育委員会の関係では大学進学等の支援までは政策としては持っていないのが状況でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 一般に、社会的に義務教育は当たり前ですけれども、それ以上の、私どもが育ったときには高校もそうだったんですけれども、今は高校までは先ほど言いましたように100%ですが、大学まではという形かと思ひますけれども、現実にはもうほとんど100%行きたいところに行っているような感じがしていますけれども、これからの子供たちにはぜひそんなことを、麻績村は教育に対してはすごいぞというようなことができるようなことも踏まえてお願ひしたいと思ひます。

内容的には、昔から貧すれば鈍するという言葉がありますけれども、貧困対策は、社会的損失になってその土地に戻ってくるというよう。貧困対策が必要な子供の高校進学や中退率を全国平均並みに改善させるなどの支援をしなかった場合、長野県では290億円の損失で多いほうから27番目、教育県と言われていましたけれども、多いほうから27番目とのマスコミの報道がありました。きちっと支援することについて、これから子育てをする若い人

への安心にもなり定住にもつながると思いますので、ぜひこの辺のことを進めてもらいたいと思うんですけれども、麻績村には高等学校生徒奨学金基金もあります。この辺の実際の活用についてはいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 高校の部分での、行く支援の関係で援助もごさいます。それも麻績村では適用をさせていただいているご家庭はごさいます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 実際にこれについては基金から出すものですから、貸し付けて、利息はどんな形になっているんですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 限度額がごさいますが、無利子でごさいます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 無利子と聞きまして、よかったなというふうに感じております。

大学もそうですけれども、奨学金制度は非常にたくさんあります。年収300万以下の人たちの奨学金は多分無利子というふうに聞いていますけれども、学生がつくっている奨学金制度とか公でやっている制度とか国でやっている制度とかいろいろありまして、滞納したりいろいろするとその後は今では考えられないような利息がかかりますし、滞納している人が非常に今多くて問題であります。

麻績村のこの高校の基金につきましては実際どんな運用をしているかわかりませんが、基金を貸し付けて、返却されたものを使ってまた新たに学生に貸すというようなことで、返してもらうのが原則になっていますので、非常にその辺が滞るなんて話も聞きますけれども、それほど麻績村の高校の関係につきましては滞っているというようなことも聞いておりませんが、不足したという話も聞いていませんけれども、この辺の、大学以上ですから難しいかと思いますが、情報だけでも結構ですので、そんなことに対しての麻績村としての動きはどんなかわかれば教えていただきたい。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 大学の部分は全然情報がごさいませんので全然わからないということでごさいますが、高校の部分でいきますと、一応、今、議員さんのおっしゃられたとおり、返ってくるもので運用させていただいているということでごさいます。そんな中で、条例に

も書いてあるんですが、償還期間10年というような形の中で、保護者の皆さん、また子供さんたち、一生懸命頑張ってお返しをしていただいておりますので、今のところ運用はできているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 高校につきましてはわかりました。非常にうまくいっているということですので、それ以上積む必要があるのかどうか。ただ、大勢になったときに困るかなというふうに思うのは、若者定住を進めていますので、若者定住となると産業がここにありません。それから、麻績村の産業というと、村長の答弁にもありましたけれども、やっぱり自然環境と昔からのいろいろな伝統を踏まえて農業を就労の場としてやる。それから、これから食料は世界的に見て戦略物質でありますし、食料はそれなりの価値があると思いますので悪いことではないと思いますけれども、余り多くの収入を得られないのが現実です。

もっとざっくりばらんに言って、400万以下の家庭の大学進学率は30%、1,000万になるとその倍以上というようなことから、この辺の考えもそれなりに進めながらやっていく必要があるかと思っておりますので、ぜひ一考を入れておいていただきたい、そんなふうに思います。一朝一夕でできませんので、若者定住が進んでだんだんと子供がそれなりに大きくなるということになると、大学進学というところから10年以上向こうになるかと思っておりますけれども、そんなことも踏まえたいろいろ動きもしていただければと思うんです。

マスコミ報道にもありました下諏訪町の地域を含めての基金づくり、それから安曇野市のふるさと納税からの奨学金制度への基金が始まるようです。ぜひ参考にして強化してもらいたいと思っておりますけれども、この辺について村長のお考えは。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今おっしゃられたように、大学、特に県外へ進まれる大学生に対して、また将来ふるさとに戻ってほしいという思いからいろんな制度をつくっているという自治体も最近は見えてきております。

しかし、麻績村におきましては、大卒の後、戻ってきてくれと言っても、この麻績に帰っていただけるということは余り期待できないというのが現状であるわけです。そうはいっても、今後、大学進学への支援といいますか、いろいろな面であろうかと思っております。これは奨学金とかいろいろ含めてでございますが、そういったことも必要であれば後は検討する必要があるのかなと思っております。現時点ではまだ具体的な策はございません。

以上です。



○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ぜひどこかの隅へ入れておいていただいて、おくれないように、せっかく若者定住として高野村長のときに来たら、その後、何か寂しくなってしまったようなように、ぜひ元気に続けていただけるようなことをお願いします。

よく麻績小学校の小沢校長先生がお話しになります。私もじかに聞きました。昨年、一昨年の成人式での子供たちというか、成人者ですから大人ですけれども、の言葉ですけれども、そのときに大勢の成人者が麻績村に帰ってきたいと胸を張って言っているんです。ぜひこういう郷土を愛する気持ちをこれからも教育の場でもって続けていただきたいと思います。そんなことを踏まえて、2番の質問を終わります。

次に、健康長寿対策についてお聞きしたいと思います。

村民の死亡原因の多い順番というか、特に対策すれば健康寿命につながるような、寿命が延びるというようなことについてお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、村民の死亡の状況について申し上げたいと思います。

平成22年から26年までの5年間のものがございます。ただ、事前にご理解をいただきたいのは、麻績村の場合、死亡届により把握をしておりますが、いわゆる特別養護老人ホームがございます。ですので、そちらの数字が入っているということをまずご理解いただきたいというふうに思っております。

平成22年から26年までの全死亡者数ですが、233名です。死亡届の死亡者数ですが、そのうちで90歳以上の方が84名、全体の36%を占めております。死因につきましては、過去5年間を集計すると多い順に、老衰、悪性新生物、いわゆるがんですね、心疾患、肺炎、脳血管疾患の順です。老衰がトップに来るといのは大変よい傾向だと思っておりますが、一点少し気になるのが、悪性新生物で亡くなった方の年齢を見ると80歳以上が5割を超えているわけですが、平均で77歳ということは若い方の死亡もあるということがございます。

国の三大死因は、悪性新生物、心疾患にあわせて、平成23年度以降、脳血管疾患のかわりに肺炎が入ってきています。長野県は、肺炎は死因の第5位、老衰が第4位ということで、いわゆる長寿であるということのあかしであるというふうに思っています。

平成26年度策定した国保のデータヘルス計画での分析では、国の死亡を100とした場合の標準化死亡率で女性の死亡が113と高い状態にあるわけですが、その多くは平均寿命を超えた死亡です。しかし、先ほど申し上げましたように、悪性新生物、あと心臓病や、三大死因

には入っていませんが、腎不全での死亡が同規模の町村の平均より少し高いという特徴がございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 細かな説明をありがとうございました。麻績村は、老衰というか天寿を全うした人が一番多いということは非常にすばらしいなと思います。先ほども話の中にありましたけれども、日本人の死亡では老衰というのは5位ですからね。それで、当然1位は国はがんです。本当によくないんですね、がんですから。

そんなことで、がんに対してなり、それからいろいろな健康に対する健診率はどんなですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、各種健診についてなんですが、麻績村の一番の中心となります特定健診の受診率を申し上げたいと思います。

平成20年から平成26年までですが、一番最近の平成26年についてですが、麻績村は66.9%、長野県全体では44.9%ですから、長野県下で順位としては4位でございます。あと、それぞれ各年のものは申し上げることは控えますが、全体としまして平成20年のときの順位が一番低くて、5位、2位、3位、7位、3位と上位に入っているというのが実態でございます。健診の受診率は、平成22年度以降6割を超えております。全国の同規模町村233件中、平成25年度は50位です。今後の目標としましては、平成31年度に受診率68%を目指したいというふうに考えています。

なお、受診率の高さから、本年度、国民健康保険の後期高齢者支援金というふうに国保のほうから支援させていただくお金があるわけですがけれども、これについては減算算定、つまり受診率が高いからこのお金は安くするよというようなことがございました。これは大変喜ばしいことだというふうに思っています。

あと、このほかの健診についてですが、いわゆる特定健診については明らかにこの受診率について一定のルールがございますけれども、ほかの受診のものにつきましては特定のルールというのがございません。例えば後期高齢者受診については受診率が平成26年度14.3%ですが、これは分母の算定の仕方にやっぱり課題がありまして、各町村全てが違うというのがございます。これを麻績村のほうで国保の特定健診にあわせて行ったものですので、麻績村と同じような状況の受診であってもこの倍ぐらいの受診率を出しているところがあります

ので、受診率を余り重視する必要はないのかなというふうに思っています。

がん検診につきましては、平成26年度のものでございますが、これも人員で申し上げたほうがいいのかというふうに思います。乳がんが80名、子宮がんが61名、肺がんが196名、そのうちレントゲンの二重ドックが、最近はやっぱりCTが多くなったもので少なくなってきましたが、189名、胃がん101名、大腸がん347名が受診をしております。ただ、このがん検診について受診率それぞれ出しておるわけですが、職域分についての捉え方がありまして、村としてはやはり基本にある数値ではないというふうに考えています。

生活習慣病の重症化予防及びがんの早期発見というのは大変重要なことだというふうに考えておりますので、今後も、未受診者の方への対策についてはさらに努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

がん検診は、説明の中にもありましたけれども非常に大事でありますし、それからまた若い人たちのがん検診が少ないんですね、前から言われていますけれども。国の数字ですけども、年間80万人以上の方ががんを発病して、そのうち3割、二十から64歳の人たちが、働きながら治療している人が全国で32万人もいるようです。早ければ治りますので、若い人たちにもぜひ早期治療につながる検診を受けてもらうように努力をさらにお願ひしたいと思います。

それから、健診の村からのお知らせ表にもありました。たばこについてはどんな指導をしているか。受動喫煙について、健康増進法というのが2003年に決まりまして分煙がされています。それから、2008年の北京オリンピックから会場ではたばこを吸わないというふうになっていまして、東京オリンピックに向けて、たばこのない五輪と言われています。受動喫煙を含めて、そういうことからだと思ふんですが、たばこについての指導はどんなふうに行われているかお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、いわゆる受動喫煙についてを含めたご質問でございますが、喫煙者に関しましては特定健診の折、必ず指導が入ります。ですので、今回につきましては、どちらかというところそれ以上に問題があると思われる受動喫煙を中心にご説明申し上げます。

受動喫煙については、COPDの予防からも極めて重要であるという認識でございます。先ほど議員のほうからお話がありましたように、現在、東京五輪を見据えて受動喫煙防止法による規制の検討がされており、平成27年6月から労働安全衛生法改正等も行われているところでございます。

村内の主要な施設34施設を対象に調査したところ、敷地内全面禁煙が5カ所、屋内全面禁煙21カ所、空間分煙が6カ所などというふうになっておりました。村有施設16カ所については、空間分煙、屋内全面分煙、敷地内全面禁煙とそれぞれですが、施設の性格によりさまざまな方が集まるというような状態がありますので、全ての施設を直ちに敷地内全面禁煙にするのは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） たばこを吸われる方に対しては耳の痛い話をして申しわけないと思っていますけれども、ぜひ自分の健康も踏まえて、楽しく長生きできるようにいろいろお願いしたいと思ひまして、役所としてはきちっと指導をお願いしたいと思ひます。

続いてですが、長寿対策についてですけれども、健康寿命についての基準値と目標値が決まっています。目標に向かっての延伸対策なりいろいろについて、あればお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 健康寿命を延ばし平均寿命との差を小さくするという事は、本人の生活の質の低下を防ぐのみならず、医療費や介護費用を減らすことにつながるというふうに認識しております。健康寿命を短くしている代表的な原因に、生活習慣病の重症化、それとあとロコモティブシンドロームなどがございます。

一応、村のほうでは3点にわたって今努力をしていることがございます。1点目は、シニアには、体力を低下させない、生活習慣病の重症化を防ぐバランスのとれた食事をというふうに考えています。2番目は、運動習慣で体力をつけ要介護状態を招くロコモを防ぐ。これにつきましては、現在、介護予防事業として対応していますが、平成29年度から開始される総合支援事業でさらに充実した対応を図ります。ただ、最後に、これが一番課題ですが、ご存じのとおり、健康寿命につきましては本人によるアンケート等が算定基礎となるため、高齢者が生きがいを持って生活することが健康長寿の延伸には欠かせません。これは行政のみでできることではございません。地域や家庭での対応も必要というふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 先ほども言いましたように、がん検診のあれにも書いてありましたけれども、肺がんを考えた場合、たばこを吸う人は吸わない人の、男性は4.4倍、女性は2.8倍のリスクがあるということです。がんは早期発見が必要ですし、そうすれば治療できますので、5年以上の生存率は6割を超えるようです。

人口減少を進めないためにも長生きする必要があると思いますので、ぜひ寿命を縮めると言われている、先ほどのお答えの中にありましたが、食文化の欧米化、飲酒の多さ、運動不足、受けっ放しの健康診断とのことです。これをぜひ肥満への対策や、飲酒は適量を楽しく、運動は適宜に、健診後の指摘への精密検査はしっかりと受診し対策を実施していただくようご指導をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問は終了しました。

ここで休憩をとります。再開は11時とします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（尾岸健史君） 休憩を閉じ、質問を再開いたします。

---

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

7番、坂口和子議員。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） さきに通告いたしました3点についてお尋ねいたしますが、それぞれについて一問一答方式で行いますので自席に戻らせていただきます。なお、村長、教育長の

答弁も自席で結構ですので、よろしくお願いたします。

それでは質問に移らせていただきます。

質問1は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う麻績村の教育方針の対応策について。

要旨1、少子・高齢化及び小規模行政が抱える課題や運営方法の変化についての現状はです。

平成27年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がありました。まず、従来と大きく変わった部分の要点をお示しいただき、それに続いて、要旨1の少子・高齢化及び小規模行政が抱える課題や運営方法についての現状のお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうから答えさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、議員おっしゃられるとおり、昨年4月1日に施行されたわけでございます。この法の狙いは、昨今の教育行政の現状、課題等を踏まえ、教育の政治的中立、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、そして首長との連携強化を図ること等であるわけでございます。

麻績村におきましても、従前より、教育は村づくりの基本との理念のもと、首長側と教育委員会及び学校との連携を密にして教育環境の向上に努めてまいりました。今後も、法の改正のもとでこうした考えは継続され、さらなる教育環境の向上が図られるものと確信しておるわけでございます。

ご質問の具体的内容等につきましては教育長のほうから答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（尾岸健史君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから補足等を申し上げたいと思ひます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う部分でございます。そんな中でいきますと、今、村長が申し上げたとおりでございます。そんな中で、まず最初に主な変わった点というか、これまでの教育委員会への課題の部分で、それを解消していくためにもというような部分でも行っております。

まず最初に、教育委員長と教育長のどちらが責任者かが難しいという部分、それと教育委

員会の審議が形骸化しているという部分、また、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応ができていないのではないか、また、地域住民の民意が十分に反映されていない部分もあるのか、また、地方行政に問題がある場合に国が最終的に責任を果たせるようにする形が必要ではないかというような形になってきております。

こんな中で、教育行政における責任体制の明確化ということで教育長と教育委員長を一本化していくという関係、それと教育委員会の審議の活性化というような部分もありますが、これはまた教育大綱等の部分で入ってこようかと思えます。そんな中で、この課題を解決するために教育大綱をつくる中で進めていくという部分でございます。しかし、それにはやはり教育委員会としての中もでございます。

この改正につきましては、教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、それと首長との連携強化を図る中でやっていくということになっておりますが、麻績村としましては従前から今と同じような方法でやっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、要旨の1についてですけれども、今の教育長の答弁によりますと従来と変わった点は特にはないということで、組織的に教育長と教育委員長が一本化するということのみと解釈してよろしいでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 大きな点ではそういう部分があるかと思えます。また、そんな中で変わってきている部分というか、若干それに対してやっていかなければいけない部分もありますが、それは先ほど申し上げたとおりこれからの教育大綱の関係もでございます、そちらのほうでやっていくような状況ということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 2番目の質問に教育大綱のことがありますので、じゃそちらで詳しく伺うことといたしまして、再質問の一つですけれども、少人数学校の利点、難点、またはこうあれば好ましいと考えることはどのようにお考えでしょうか。麻績村の場合は既に少人数学校ということになっておりますので、利点、難点、それから本当はこういうふうであればいいがなと考えていること、教育委員会の考えで結構ですので、よろしく願いします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 少子化で子供が少なくなっている中で非常に大変だということで、まず困る点というか、子供たちに対しましてという部分でいきますと、やはり大勢の部分の活動が難しくなる。言いかえれば、麻績村の場合は小学校が1つ、保育園が1つということで、保育園に入るとそのままの形で小学校6年まで行ってしまうというようなことで、子供たちの交流がなかなか難しいという面がございます。

また、いい面としては、一人一人しっかり目を配れるという部分があるかと思えます。ここら辺も、学校の先生方に聞いても、大規模校に比べると子供たち一人一人が目に入ってしっかり指導できるというお話を聞いております。そんなことが大きな点かなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 次に、法の改正に伴って組織化された村総合教育会議についても、どのようなメンバーで、会議はどのように進められているのか伺います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 教育大綱をつくるには総合教育会議というものが必要でございますが、総合教育会議につきましては、村長が招集し、成る委員としては村長と、担当するかどうか、村の教育委員会ということで教育委員の皆さん方と協議をすることにしております。村のほうでも、昨年からはじめまして、今、協議をしているところでございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、その大綱に関しても総合教育会議のことに触れてきますので、質問2に移ります。

質問2は、麻績村教育大綱についてです。

法の改正に伴い、2017年度までに各行政に教育行政の指針となる教育大綱の作成が義務づけられていると思いますが、麻績村ではどのように進められているのでしょうか。報道やインターネット等でも各行政で既に27年度から取り組みをしているところが多いように見受けられますし、隣の筑北村では昨年12月までに完成したと聞いています。通告で要旨を細かく分けてありますので、まずその順番に沿って答弁をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 要旨で、大綱についての部分で策定計画はどのようにされているかという部分で、計画の策定につきましては、村長が麻績村総合教育会議を設置することになっております。麻績村の教育行政について、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参



酌する中で、第6次麻績村振興計画基本構想・基本計画をもとに村長と教育委員会が協議・調整を行っております。また、村長がそれに伴いまして策定することに大綱はなるということで、大綱については根本的な事柄を示していくものでございます。

なお、この総合教育会議につきましては昨年から1回開いて、またここで3月中に開く中で大綱を設置していくということで、この平成27年度に大綱を策定するということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、要旨一つ一つ申し上げたほうがよろしいでしょうか。

まず1番は、策定計画はどのように進められているか。

2番目が、大綱計画を必要とした経緯。

3番目が、計画の主眼と活用計画及び計画期間。

4番目が、計画を検討する組織とメンバー。

5番目が、会議の頻度。

6番目が、計画した内容の情報公開の仕方。

7番目が、実施後の評価はどのように行うか。

それぞれ要旨でお伝えしてありますので、わかるようにご説明願いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） わかりました。

それでは、麻績村教育大綱についての要旨1を行いましたので、2以降を説明していきたいと思います。

大綱計画を必要とした経緯ということでございますが、教育行政は、教育基本法第17条に規定する基本的な方針に基づき教育委員会の方針に従って行われてまいりました。しかしながら、これまでの教育委員会制度につきましては、責任体制、危機管理体制、首長との連携等に課題があったということでございます。これらの課題に取り組んでいくために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がなされた中で、新たに教育大綱を首長、村長と策定することとなったのが経緯でございます。

次に、計画の主眼と活用計画及び計画期間はということでございます。教育大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針を定めるものであります。麻績村教育大綱は、学び、育み、生涯を豊かに生きるを目標に子育て支援、学校教育、生涯教育、生涯スポーツ、青少年育成、キャリア教育、文化財、地域文化等について、教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつ、

子供たちが心豊かに育ち、家庭・学校・地域が一つになって子供を育てるためのよりよい環境づくり、そして住民誰もが自己目標の実現ができるよう学習環境の整備を行い、一人一人が生涯輝くことのできる教育を推進することを目標に置いております。

活用計画につきましては、それぞれの事業について第6次麻績村振興計画をもとに基本計画の中で計画年度を策定し、事業を進めていく予定としております。

計画期間については、平成29年度までを最初の計画期間として今策定を進めております。なお、計画期間については今29年度と申し上げましたが、これからは麻績村振興計画等の計画にも合わせていく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

また、計画を検討する組織とメンバーということでございますが、計画を検討する組織は麻績村総合教育会議であります。村長が招集し開催することとなります。構成員は、村長と教育委員となります。なお、必要に応じて意見を聞く者の出席も要請することはできるようになっております。

次に、会議の頻度でございますが、年2回程度と考えております。計画の評価、また計画の見直し等を行っていく予定としております。

次に、計画した内容の情報公開の仕方というようなこととなりますが、計画は公表することが原則となっておりますので、ホームページ、また広報等を利用する中で公表していきたいというふうに考えております。

次に、実施後の評価はどのように行うかということでございますが、総合教育会議において年度ごとに事業内容の評価、見直し等を行ってまいりたいと思います。この部分が先ほどの会議の頻度の中にも入ってくるということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 総合会議は年2回ということですが、そのくらいで十分内容が検討されるということでしょうか。

それから、情報公開の仕方ですが、公表するというのはどのように。この教育に関する内容は、前段でも若者定住のもの、若者に村に住みついてもらいたいというような質問も幾つかありましたし、私もその考えは一緒なんですけれども、これからの若い人たちにこの教育に関する内容を、大綱の中に盛り込まれたものが具体的に情報公開されていかないと理解してもらえないと思いますけれども、公表の方法、もう少し具体的にどう考えているか。

それから、ホームページは確かにあります。ありますけれども、皆さんが必ずしも見られ

と思いませんので、もっと住民に密着した情報公開をお願いしたいと思えますけれども、その考えはいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 先ほど申し上げたとおり、教育大綱につきましては根本的な基本方針をのせていくものでございます。ホームページ等を使う中では教育大綱を載せていくということになりますが、個々の計画、またその中につきましては、いろいろな教育の中での教育委員会の事業計画、また社会教育、社会体育、いろいろな計画が反映されております。そこから辺で細かな計画はそれぞれにおろしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） わかりました。じゃ、そのように解釈しておきます。

それから、7番目の実施後の評価というものは今と連動していくと思えますけれども、各分野の内容によって評価をしていくということで、その評価の受け取りはどのようにしていきますか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 総合教育会議を開く中で、一応、各事業の反省点等いろいろ出てまいります。そんなものを評価する中で次年度の計画、また基本方針の中でうたわなければならぬ部分が出てくれば、それはそれで、その時点で大綱の修正をしていくということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） あと、ちょっと再質問のところでも触れますけれども、大綱の中に、今回、学校統合に関する筑北との連携協議会ということの特に盛り込むとかということはありませんか。先ほどの大綱に必要な項目だけを総合会議の中で検討しているということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 教育大綱の中にはうたう予定はございません。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、再質問の中の一つ、計画の主眼についてですが、村長はかねてから一貫して筑北村との連携は行っていくと話されて、子育て、福祉、保健、介護事業等は順調に両村の連携ができています。私の感想としましては、教育の分野での連携が最も

不十分だと感じています。

10年前、旧4カ村の合併検討会議の折、学校統合が望ましいとの考えで、当面は坂井小と麻績小を一つに、坂北小と本城小を一つに、中学も1校にする方針が出されていきました。そして、将来的に子供の数が減った場合は、この筑北地域での学校規模は保育園4カ所、小学校1つ、中学も1つとの方針でした。合併はされず2村に分かれましたが、教育環境を考えた場合、最近まで2村で学校統合検討会議の組織を立ち上げ継続的に検討されてきました。

私は、旧4村の合併検討委員でもありましたし、2村の学校統合検討会議のメンバーでもありましたので、学校及び教育問題には関心が深く、麻績の子供は宝と言うならば学校の教育環境整備にはもっと積極的に、筑北村との連携を密にして学校統合問題は再燃されるべきと考えますが、村長はいかがでしょう。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 学校統合問題の件でございますが、これは議員もご承知のとおり、現在、中断しているという状況でございます。また両村で統合について話し合えるような機会が来ればいいなど、私はそれを望んでいるわけでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 話し合える機会があればいいなど。若者定住政策は一生懸命やっているんですけども、若い方々の考えの中には学校の問題は非常に大きな課題になっていると思います。もう一度話し合える機会はどのようにしたらつくれるかと思っていますか。それとも、どのようだから今はできないと考えていますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） このことにつきましては以前も何回もお答え申し上げているわけですが、筑北村と麻績村とで何年もかけて統合に向けて話し合いをしてきたわけですが、長が変わったということの中で変更がされたということであるわけですが、それが今日に至っているということでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると、今後しばらくの間はそのものについてはやらないという解釈でよろしいでしょうか。

先ほども申し上げましたけれども、4カ村の合併が検討されたときから今の教育委員長は

その中心におられ、事を進めていました。また、村長も、当時は合併の委員として中心的な存在でありましたので、経過は十分承知しておられると思います。

28年度の予算には学校統合検討会議の委員報酬は削除されています。去る3月4日には麻績村筑北村学校教育会議も開かれています。筑北中学校、聖南中学でも、村外の中学校に通学している生徒がいると聞いています。そのことは保護者や生徒本人の考えですから制約するものではありませんが、地元の学校を保護者にも子供にももっともっと魅力ある学校にして、村の子供はもちろん村外から多くの若者に移住してもらえる施策は、今の若者定住施策だけでなく、筑北村との学校統合の問題をもう一度前向きに考えていただくことはできないか。

きょうの私の質問は教育問題一本に絞っていますので、麻績村の教育には長い間造詣の深い市川祥介教育委員長を特に答弁者としてお願いすることも可能と聞いていましたが、前例がないので今回は避けました。教育長にこの点を質問いたします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 今おっしゃられるとおり、筑北中学校へ来なくてよその中学へ行くというお子さんもいらっしゃることはお聞きしております。子供たちがしっかり調べる中でほかの学校を選んだなということは理解はできると思います。

そんな中で、これから筑北中学等中学、麻績小学校もそうですが、いかに子供たちが好んで来られるか、楽しめるかということでございます。村と教育委員会としましては、やはり安心・安全で過ごせる学校生活ができる環境づくりをしていきたいというふうに考えております。そんな中でやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 言うはやすしで言葉ではそのようになってくるとは思いますけれども、実際に内容が伴ってこないと村の学校が、また子供たちが、そして父兄が安心して、麻績村の学校が自慢できる学校として今後継続されていくということは非常に難しいんじゃないかなと思っています。ですから、もう少し村長も、それから教育長も、学校のこれからのあり方について長期計画を含めたものをきちっと提示していただかないと、若者定住で若者の人たちが入ってきて、私の耳にも、麻績村、だって学校小さいでしょう、大きい学校へ行ったほうがいいもんとか、そういう意見もあります。

確かに、利点として子供たちによく目が届いておりますし、先生方も一生懸命ですし、そ

れから中学については学力も上がっているということも聞いております。それから、発表にしても少ない人数の中で、吹奏楽にしる、それからクラブにしる、一生懸命やっていることは私も十分承知しております。

しかし、これが何年続くでしょうか。若者定住でもし若い人たちが入られても、5年、10年、今の小学校の1クラスが20人台は続かないと思います。そうすると、やはり小規模学校の学校は魅力ないな、いろいろあるなということで保護者の皆さんが心配されると思いますけれども、もう一度、学校をいい教育環境にするという考えの熱意を村長と教育長、それぞれ示していただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 教育に対する思いというのは、決して粗末にしているということではございません。坂口議員さんのちょっと考えはわかりませんが、決してこの地域の学校が、教育が他に劣っているというふうには私は思っておりませんし、そしてまた麻績村が教育に対して力を入れていないということはないと、私はそう思っているわけでありませう。

それから、議員は小さな学校はやめたほうがいいんじゃないかというような発言かと思いますが、私は、この地域の学校も大切にしていかなければいけない、しっかりした教育環境にしていかなければいけないと、そんなふうな思いでこれからも努めてまいりたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうも、先ほどから申し上げているとおり、小規模ながら一生懸命尽くさせていただいているということで、これからの教育大綱、また教育方針等にもありますけれども、しっかり保育園から中学までの一貫した教育を進めていきたいというふうには考えております。

ただし、お間違えにならないようお願いしたいんですが、一貫校をつくるということではございません。連携する中でしっかり、当面は一貫性を持った教育を進めていきたいということがございます。そこら辺はこれからご質問のある答申のほうの関係にも出てございますが、私も精いっぱいやらせていただいているというふうに自負しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今の村長のお言葉を返すようではございますけれども、私も、決して小さい学校が全ていけないと言っているわけではございませんし、麻績村がいけないと言っているわけで

はありません。ただ、長期計画として、児童数がどこまで落ちていって、そして複式学級になる時点まで待つのか、それとももう少し歯どめがかかる、今後の5年とか7年とかというなるべく近い将来において学校をどうするかという方針がこの教育大綱にも出てくるかと思えますけれども、その点を伺いましたので、さっきの村長の答弁、誤解のないようにお願いしたいと思います。

それでは、大綱についてですけれども、私の調べたところによりますと、市町村によっては大綱の策定に当たって幅広い住民の声を反映させるための組織の中でつくられているということも感じていますが、先ほど教育長の答弁だと村長と教育委員会とで大綱をつくっているということです。その中に織り込まれるもろもろのものが住民と非常に関係をしていくことが多々あると思えますけれども、その住民の声はどのように吸い上げられるのでしょうか。それとも、全然それはなくて、先ほど言われました村長と教育委員会だけで組んでいくということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） おっしゃられることは、先ほど申し上げたとおり、意見を聞くことのできる者を参加させることができるということでございますので、そんな中で対応はさせていただきます。

ただし、この運営に関する法律の中でも、「総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。」ということで決まっております。だから、ほかの市町村がつくっている場合にやっているのは、その意見を聞く中での部分でお願いしているということですので、この会議中の発言力はない、お聞きする時点だということで解釈をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 解釈は私もそのとおり解釈しております。住民の意見をどのぐらい聞き入れているかという、聞きながらつくるかというところで伺ったことです。総合会議2回の中で今回まとめるとすれば、それはないということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 今のところ意見を聞く予定はございません。なぜならというと、教育委員も、大きな地区ではございますが代表で、ある程度出ている、また、そのほかの会議等でも皆さんからご意見をお聞きしている部分を基本方針として定めていくということにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 一応了解いたしました。

それでは、質問3に移らせていただきます。

質問3は、今後の麻績村の教育のあり方についての最終答申についてということです。

平成21年度に、麻績村教育問題検討委員会が、村長の諮問に対して、麻績村の教育環境のあり方について、保育園、小学校、中学校の今後の方向性を審議して、同じ年の12月に答申が出されました。保育園については、緊急時に保護者がいち早く駆けつけられる位置が望ましいからということで現保育園の維持を、それから小学校と中学校についてはそれぞれ利点と課題が提示されています。また、小学校一貫校についても検討されていますが、そこでは今後十分論議を深めることが重要とあります。

この21年度に出された諮問についてですけれども、これは私の解釈です、私の感想ですけれども、この内容がそれまで継続されていた学校統合検討会議において筑北村との間に微妙な考え方の相違と影を落とし、麻績村では小中一貫校を含めて独自の考えを教育委員会が進めていると、筑北村の方々にはやや誤解された部分があったのではないかと私は感じております。

その当時から、今でも筑北村の議員との間でこの話をしますと、麻績村は小中一貫校を考えているんじゃないとか、独自の考えでやるからということではないかというような声が入ってきます。答申内容がネックになり、筑北村との学校統合問題に大きな壁をつくっているように感じます。筑北村では、その後、坂北小と本城小が統合して、坂井小は現状でいます。

そして、麻績村では、再び平成26年8月25日に村長より村教育委員会に麻績村の今後の教育のあり方について諮問があり、昨年4月21日に中間答申が出されました。そこでは、麻績小と坂井小との統合の可能性についてということと麻績村としての今後の教育のあり方についての2点について検討され、終わりの部分では、今後の動向等を見きわめて研究が必要な事項もあることから引き続き検討を重ね、改めて答申をするとありますが、今回の法の改正によりまして当時の教育委員会の組織のみで検討することはできず、27年度からは総合教育会議で検討されるのではないのでしょうか。その場合、組織のメンバーに村長が入っていますので、諮問機関と答申機関との関係が憂慮されるように思われます。

最終答申はどのような形で、いつごろ出されるのでしょうか、村長に伺います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。



○村長（高野忠房君） 村長にということではなくて、今、諮問は教育委員会のほうにお願いしておりますので、いずれ教育委員会から村長にあらうかなと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） じゃ、教育長でも結構です。答弁をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 今後の麻績村の教育のあり方についての最終報告（答申）についてということで、中間答申以後、制度の改正もあり、最終報告はどのような形でなされるかということでございます。教育委員会としては、最終報告につきましてはもう少し時間がかかろうかと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、内容といたしましては、中間答申をさせていただいた教育のあり方につきましては、現在策定中の麻績村教育大綱にも反映されるような調整を進めております。ただし、大きな変更はないものと考えております。中間答申では、組合立での学校運営が困難な場合を考慮し、麻績村独自で進めるとなった場合の今後の教育のあり方を答申しております。

また、現在、学校組合の教育大綱の策定も進めております。そんな中に筑北村の方々も入っております。そんな中での調整をしながら、これから学校組合の大綱も策定をしていくということになります。

そんな中で、現在、筑北村では地域懇談会等を実施する中で協議を進めているという段階だというふうにお聞きしております。懇談会の経過等の情報を得る中で最終報告に結びつけていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

なお、先ほど議員さんの発言の中に教育会議で統合問題のことをということをお話しただきましたが、それにつきましては村の教育委員会のほうで検討していくということで、総合教育会議のほうには関係がないということで、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今のところは了解しました。私の発言を一部訂正させていただきます。

今の教育長の話にもありましたけれども、総合会議も開かれているようですし、今後、先ほどの学校統合に戻りますけれども、今、筑北中学は坂井小の子供と麻績小の子供と一緒に組合立の学校として継続されております。今後、筑北村の皆さんと検討されながら小学校も組合立にして、冒頭で申し上げましたように、旧4カ村の合併のときに唱えられていました、この筑北地域全体、人口密度、それから人口、それから学校の規模から考えて、小学校1つ、

中学校1つという、組合立の中でそういう考えを持っていくということは、村長、考えないでしょうか、村長の答弁をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 学校統合については、申し上げているとおり、麻績村だけで考えていくというわけにはいかないんです。どうしても筑北村との話し合いがなければできないということでもあります。このことはご承知だと思うんですが、そういった中で、筑北村さんが今、学校については筑北村だけで考えたいということで、内部で検討をしているわけですね。地域の懇談会をやったりしているわけでありまして、麻績村との話し合いというのが現在ない状況なんです。ですから、今の段階で、組合立でやる、やらないということは申し上げるわけにはいかないということでございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、私、議員の間でもこの問題について話をするときに、麻績村は全くだめかということが言われます。組合立という方法もあるんじゃないかというようなこと言われますし、もう少し両村が一緒に考えることはできないかなということも言われます。やはり私たち議員は住民の代表ということですので住民の方々の声を聞いていると、学校は早く一つにしてほしいと。先ほど言ったことにも触れますけれども、小さい学校がいけないということではありません。それなりのいいところもあります。それから、かねがね村長が言っているように、麻績村からもし学校がなくなったらこの地域は疲弊するんじゃないかとか村民は反対するんじゃないかということも、私も十分わかっております。

しかし、今後、少子化問題とか若者定住の問題の施策を一生懸命やっても、従来のように子供の数をふやして、小学校を常に20人以上のクラスにするとか中学を2クラスにするとかということは非常に難しいんじゃないかと思います。そうしたら、その点について、筑北村と話す前でも結構ですけれども、麻績村ではやはりどのぐらいになったらどうしたい、考えがあるということ、筑北村の村長ともっと膝を交えて話す機会はないのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 学校統合問題につきましては、先ほどから申し上げているとおり、筑北村さんは筑北村としてやりたいということで今までの長い協議が中断しているという状況である、このことをまず理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 村長はそのように解釈していて、向こうの理事者との考えを共有していかないという解釈にしてもよろしいですか。ちょっと語弊がありますか。そうだとすれば取り消しますけれども、先ほど言いましたように議員の人たちは何人も、一緒に統合していかなくちゃ、将来この筑北地域では学校は1つでいいという考えだからそういう考えで進んでもらいたいと思うけれども、麻績村はどうだねということを聞かれています。統合検討会議の後でもそういう意見も出ております。

ですので、私たちも立場として住民の代表であり、過去にはさっき申し上げましたように検討会議の委員でもあった以上、やはり将来、近い将来です、子供の数が小学校も1クラス15人程度だとか、それが複式学級にまで減るということはそんなに直近にはないと思いますけれども、20人以下の小規模学級で勉強していくということと、それから学校の最低基準の望ましい学校規模という人数もあると思いますので、そこらの達成を見きわめてもっともっと学校問題については検討していただきたいと思っておりますけれども、再度、村長に質問いたします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 誤解されては困るんですが、学校統合につきましては一切受け付けないということを行っているわけではないわけです。従前から申し上げているとおり、中断するまで統合に向けて努力してきたわけでごさいます、その方向に向けて私も進みたいという思いは変わっているわけではありません。先ほど申し上げましたとおり、話し合いということは両者がそのテーブルに着かなければいけないということなので、実はそのことが今できない状況にあるということをお願いしているということでごさいます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そのことが若い世代の方にどのくらい伝わっていると思いますか、また伝えられたと思いますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 坂口議員さんと思いが違うのかどうかわかりませんが、議員さんはこの地域から学校がなくなっても大きな学校になればいいという思いがあるかと思いますが、できるだけ地域の子供は地域で学ぶという環境はずっと確保していきたいなという思いはあるわけです。

実はこれは学校統合のときにも、ご承知のとおり、小学校については南のほうは1つ、北

のほうは1つ、中学は1つにしていこうという、こういった基本的な方向で進んできたということでございますし、私は今でもその方向がいいというふうに思っているわけですが、先ほど申し上げましたとおり、筑北村さんが筑北村だけでやっていきたいということで、今、筑北村さんなりに今動いているわけでございますので、向こうの動きがどうなっていくかということも見きわめながら統合ということについては検討していかなければならないと、そんなふう思うわけであります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 究極のところ、子供たちのことを考えていることは村長も私も同じだと思います。学校についてのこと、考えていることは同じだと思いますけれども、再々申し上げますように、子供たちがある程度の基準的な規模の学校の中で学ぶ利点、それから小規模学校の中でも非常に行き届いている教育、それから今全国でも問題になっているいじめの問題なんかも、小さければ小さいなりに、麻績の小学校の場合でも、校長初め全先生が100人からの子供たちの名前を全部覚えて、廊下ですれ違ったりどこにおいても、何々君、何々ちゃんということで触れ合っている、それは非常に望ましいことですし、大規模学校に比べると小規模学校の利点も十分理解しております。しかし、再三言いますように、このままで何年続くかということだと思いますので、その点を私は強く望みます。

教育長の方針をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私も、先ほど申し上げたとおり、保育園から中学まで一貫した中で対応をとっていきたいということを申し上げております。そんな中で、できるだけ村としても対応できるような状況をつくっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 予算説明の折に伺っていましたがことしの出生数も、それから近年の出生数も20人以下ですね、多くて17人とかそんなことで、少ない保育園のクラスによっては10人以下というところもあるように聞いております。ですから、先ほどの教育大綱の中での織り込まれていくこともあると思いますけれども、教育問題については、ぜひ学校統合についてももう少しきめ細かな検討が進められて、特に教育委員会、これからは村長が入った、そういう法の改正に基づいた教育委員会の方針が出されますので、そういうことでは検討し

やすいんではないかと思えます。

方針をきちっと出して、やはり今の本町の若者住宅もそうです。28年度には10棟できますので全部入れれば24棟になり、それから天王団地を含めれば37棟になります。そこから単立している子供たちが、それからまた保護者たちが、この麻績村での学校教育で本当にいいのか、できることなら統合したいという、もう少し大勢の子供の中で切磋琢磨した教育を受けさせたいとか、それから中学においては部活もそうです。もう既に野球部ができないとか言っております。特に中学は思春期の果敢な精神の持ち主の子供たちがそろっているときです。

これはちょっと話飛びますけれども、昨日の東北震災の5周年の報道の中にもありましたけれども、学校を失った子供たちが、もう一度自分たちの学校に戻って、そしてみんなで勉強したいということを言っております。やはり麻績村で育った子供たちはそれなりに麻績村に愛着を持っておりますし、麻績村を愛していると思えます。ですから、それだけに教育環境を整えた学校整備、学校の中の子供たちの環境整備ができないと、単立した後、成人式のときに麻績は好きですとは言っているものの、実際問題において麻績村に帰村される率が低くなるのではないかと思いますけれども、それはどうでしょうか、村長。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 若者定住との絡みもあるわけですが、今、元気な麻績村をつくっていくために、若い人たちに入ってきていただく村づくりを進めているわけでありまして、

こうした中で、この教育大綱ということにつきましては、長が定める、長が決めるということでありまして、これはあくまでも大綱であるわけです。誤解されては困るんですが、大綱でありますので、言い方を変えればA3用紙1枚ぐらいというような内容なんです。ですから、大綱を決めるということについては、きちんと基本となる部分でございますから、長とそれから教育委員でこれから決めていきたいと、こう思っております。

それから、学校統合等につきましては、これは決して私が拒んでいるというわけでもございませんし、教育の面でもある一定規模ということは大事でありますし、それから、議員おっしゃるとおり、この地域から学校がなくなっても大きな学校へ行ったほうがよいという簡単な思いではいけない部分があると私は思っております。ですから、両村できちんと将来に向けて話し合える機会ができるだけ早く来てほしいと思っているわけでありまして、この地域の子供たちが少なくなっていくという中で、いずれはその方向を検討していかなければならない時期は来ると、そう思っております。

それとあわせて、ただ単に子供が減っていく、人口が減っていくということだけを見ているのではなくて、それをどう防いでいくかということがこれからの村づくりである、一人でも多くの子供たちがふえる政策、こういったことをこれから展開していく必要があるんじゃないかなと、こう思っているわけです。ですから、教育というのは総合的な観点から見ていかなければいけないと思っております。

そして、私は、くどいようでございますが、今、小規模校である麻績小学校、それから筑北中学校、それから隣の坂井小学校、坂北小学校、それから聖南中学等を見ても、それぞれ特色あるいい教育をしていると、そういうふうに思っておりますし、特に麻績小学校につきましても、今の麻績小学校であるからここまでできているという部分もあるわけでありまして、これを議員おっしゃるように小さいから廃止してよそへ持っていき、大規模にしろといても、果たして今の教育環境が維持できていくかということについては、これは真剣に考えていかなければならないと思っております。

ですから、これから教育につきましても若者定住とあわせてしっかりと考えていきたい、重点、力を入れていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 教育に関する件に関しましては私申し上げましたし、村長の考えも私の考えも内容的には変わってはいないと思います。先ほども申し上げましたように、小さい学校がいけないと言っているわけではありません。子供たちのためによりよい教育環境を整えてほしいということを申し上げていますので、そのことをご理解いただいて今後の教育行政に携わっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問は終了しました。

ここで昼食時間のため休憩をとります。再開は午後1時からとします。

ただいまから再開時刻まで休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

---

◇ 小 山 福 績 君

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問を許可します。

1番、小山議員。

〔1番 小山福績君 登壇〕

○1番（小山福績君） 1番、小山福績。

事前に通告いたしました2点について質問させていただきます。

1点目として、村道の除雪対応についてお聞きします。

要旨1、業者に委託されていない村道の除雪は。

村内各地区には、道路幅2から4メートルぐらいの除雪路線に入っていない村道が多数あると思われまます。振興課にお聞きしたところ、村内除雪路線は、6業者で全地区総延長90.7キロを除雪路線図に落としているとのこと。これに該当しない各地区村道の除雪を今後どうするのが課題と考えます。

古くは地区で帳場の雪かきで対応していたと思いますが、高齢化が進んでいる中で、村道から個人の木戸までもままならないお宅も見受けられます。自分の住んでいる丸山・上井堀地区でも同様です。平成24年11月、村のご理解で上井堀、半在家に緊急自動車の方向転換のスペースを確保していただきましたが、大雪の際は除雪されておらず機能していない状態です。

また、松倉地籍に一軒家で息子さん夫婦がお母さんの介護をしているお宅があり、自宅から県道まで約250メートルぐらいの距離があり、急カーブ、勾配のきつい箇所もあり、除雪されていないと救急車も入れない現状です。

丸山・上井堀地区では自分も含めて5名の方がボランティア的な気持ちで除雪作業に当たっていますが、いつまでも続けられる保証はありません。

そこで、要旨2、各地区に小型ロータリー式除雪機を配備できないか。

平成元年10月、除雪対策事業として、機械へ取りつける除雪板を購入した場合、購入費17万3,000円を上限として10分の10以内の補助制度があります。振興課資料によると、平成8年から平成28年の間に10地区で14台の補助申請があり、除雪板8台、これは乗用トラク

ター用と思われます。軽トラ用2台、ツインドーザー1台、小型ロータリー式3台、このうち平成8年から14年に購入された5台の除雪板は補修部品もなく現在使用されていないと思います。

除雪幅60センチ前後の小型ロータリー式除雪機は、各メーカー、30万から40万で購入できます。全地区を対象とすると800万前後の予算が必要になってきます。現在のロータリー式除雪機は安全性も高く、高齢者、女性でも十分使用できると思います。各地区の事情もあり、維持管理、オペレーターがいない、これらの問題もあり、配備しても使用されないが無駄になってしまいます。要望のある地区への配備、平成元年に除雪対策事業としてつくられた制度も含め、現在のニーズに合った見直しが必要と考えます。

2件目、高齢者ドライバーの事故防止策についてお聞きします。

要旨1、免許返納後の優遇策は。

平成27年、県下の交通事故件数は、人身事故8,867件、死者69人、このうち高齢ドライバー、65歳以上が第1当事者となった事故が2,044件、死者31人。安曇野署管内では454件、うち高齢ドライバーの事故が116件、死者2人。麻績村では、6件のうち4件が高齢ドライバー、死者1人、これは乗用トラクターによる事故でした。

麻績村の高齢ドライバー、原付以上運転免許保有者は、平成27年末現在で65歳以上人口1,189人、免許人口691人、保有率58.1%です。

麻績村の主な公共交通は、2系統の村営バス、福祉センターバス、JA買い物バス、タクシーです。中山間地に位置する麻績村では、免許証を返すに返せない高齢者の事情があると思います。平成27年4月現在、県警のまとめによると、22市町村で免許返納者への支援策があります。麻績村でも優遇策として、特別な場合には事前に予約すれば村内を循環してくれる車両の新設が必要と考えます。

要旨2、村独自での高齢ドライバーの安全教室等の計画は。

現在、その年に70歳以上になる方は、免許更新時に自動車学校において高齢者講習が義務づけられています。これとは別に、高齢ドライバーを対象とした、寸劇を交えた高齢者にもわかりやすい交通安全教室を安協麻績支部と連携して計画していく考えはないか。

以上、2件について村長のお考えをお聞きします。再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから現状についてご説明をさせていただきます。



いと思います。

現在の麻績村の村道の総延長でございますけれども、約276キロというような状況でございます。そのうち、今、除雪路線に入っておりますものが約90.7キロというような状況になっております。この除雪につきましては、降雪量10センチ以上の場合に、村内の業者さん6社と委託契約を結びまして除雪をしております。割りますと1社当たり平均15キロメートルというような延長になっておるところでございます。1回の除雪で1路線2回から4回掃かないと除雪が終わらないというような状況になっておりまして、降雪状況によりましては早朝から夜間まで除雪を行っていただいております。また、朝方に降った雪は、延長が長いものですから通勤時間にちょっと間に合わない状況も生じておるといような状況になっております。

また、先ほど議員からもございましたけれども、村道、県道、国道等の除雪も絡みまして、一応、全地区除雪路線に入っておるといような状況になっております。

業者に委託されていない道路の除雪の関係でございます。地区の皆さんで除雪活動をしていただきまして本当にありがたく思っておりますが、今、このような状況の中で村道の除雪路線をふやしていくというのは大変厳しい状況になってきておるとい状況でございます。現在、村で把握をしておりますのは、25区中12の地区で何らかの方向で地区の皆さんに除雪をしていただいているといような状況で村としては把握しておる状況でございます。

また、大雪のときは、除雪路線にかかわらず、県とも連携する中で、日常生活や交通安全など支障のある部分について除雪対応を行っておるといような状況でございますが、除雪機械が大型化してくる中で小さな道の除雪が、今、困難な状況となっております。

各地区への小型ロータリー車の配備といようなことでございます。先ほど議員からもございましたけれども、全地区に一律に配備といことは大変厳しい状況だといふふうに考えております。現在、村で助成をしたりしている部分でございますけれども、各地区から要望がある中でその要望に対していろんな補助制度等をご相談させていただいているといことで、先ほどもございましたけれども、3台のロータリー車のうち一台は他団体の助成事業を使って整備しておりますし、もう一台につきまして今現在申請中といようなところもございますので、各地区の要望におきまして、その都度、いろんな制度を使いながら整備していきたいといふふうに考えてございます。

全地区ということでもございましたけれども、地区に打診する中で、うちの区では管理できないというような区もございまして、なかなか一律にということは今難しいのではないかなというふうに担当課では考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） それでは、2番目の高齢者ドライバーの事故防止策についてということで補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、免許返納後の優遇策はということでございます。全国で高齢者の交通事故増加が問題となっていることは周知のことでございます。では、麻績村での最近の交通事故発生状況ということでございますが、先ほど議員が話されたとおり、27年度は49件中25件は高齢者の方が事故を起こしているという結果でございます。そのうち人身事故件数が4件ということでございます。

また、安曇野警察署管内における麻績村の免許保有者数でございますけれども、平成26年度は2,007名おります。それから、27年度につきましては1,985名ということです。そのうち高齢者につきましては、26年度は682名ということで34%、27年度におきましては、先ほど議員さんが話されたとおり691名、58.1%という率になっております。非常に高い保有率ということは認識しております。

しかしながら、地形的、経済的観点から申し上げますと、運転免許がなくてはならない移動手段であるということ、また、車につきましては生活に密着しておるということでございます。高齢により運転に不安が出てきて免許を返納するということにおいては、別の移動手段が確保できた場合または家族のよるフォローが万全である場合において、そうした行為に出ることが考えられると思われます。本人が、運転により周囲に迷惑がかかる、運転することが不安になった場合には、免許返納ということが出てくるかと思われます。

したがって、返納後の優遇策ということでございますけれども、まず移動手段の確保という優遇措置ということでは考えられるかと思われますけれども、現在、村内の交通手段としては、先ほど議員が話されたとおり、村営バス、それから福祉バス、JAの買い物バスが走っております。現在、お年寄りの方においては、それぞれこのバスの運行状況を勘案して上手に利用されているとお聞きしております。また、村営バスにおいては、現在、どなたでも1回乗車100円という均一料金で運転をしております。

免許返納者に例えば優遇して無料券を配付する、または先ほどご提案がありました希望者

について循環バスを導入してはということでございますけれども、今現在の村営バスの状況等を勘案しますと、そこまではなかなかできかねるような状況かと思われま。今のところ、そこら辺までは考えていないということでございます。

また、2番目でございますが、村独自で高齢ドライバーの安全教室等の計画についてはいかがかということでございます。まず、開催するに当たりまして安曇野警察署交通対策課と相談をしなければならない、また交通安全協会麻績支部でございますけれども、そちらとも協議をしてということになろうかと思ひます。

現在、高齢者向けの安全教室を開催するということをお安曇野警察署管内でやっている自治体があるかどうかということを確認しましたけれども、大きな市単位では希望があれば開催するということもございませけれども、町村単位で現在開催しているところは余りないとのご返事でございます。

したがって、そうした希望者が多く出てきた場合につきましては、安曇野警察署交通対策課及び安曇野交通安全協会麻績支部等と協議の上、開催等を検討していかなくてはならないというふうには考えておりますが、現在のところ、まだそこまでは検討はしてないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、順番に再質問させていただきます。

除雪の件ですが、平成元年にできた除雪対策事業補助金制度の見直しということで、先ほど申し上げたように、小型ロータリー式除雪機の購入を対象とした場合には、現在の17万3,000円という補助額でなく30万ぐらいの補助額に増額をしていけば、区なりそういうところでも出し分がかなり少なく除雪機を購入することもできます。全地区に配備ということは難しいという先ほどの振興課長のお話もありますし、またコミュニティ助成事業で昨年末に西之久保に入った除雪機もありますが、それはそれとしてまた対応できる、1回に3件要請が来たから1個は助成事業があつてそれを使う、じゃ残った2つの申請については、この補助制度を見直して30万ぐらいの補助制度に上げていくような計画ができないかお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 村の補助金の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、購入費17万3,000円を上限に補助というような状況になっております。先ほど申されましたコミュニティ助成事業でございますが、コミュニティ助成事業の中にも、一般コミュニティと、

また違う地域防災組織育成事業というような2つの補助事業があります。

ちょっと研究する中では、数区が集まって団体ができれば何台か一括に申請することもできるというようなこともありますし、地域防災組織育成事業につきましては、自主防災組織のような組織があれば1件30万から、10分の10、10万単位でいただけるというような事業もございますので、村のいろんな会議の中で広報する中で、こういう事業を使うと1年前倒しで申請をしなければいけないというような状況もございますので、いろんな会議、機会を捉えて、こういう事業もありますということで広報を進める中で意向を取りまとめて申請のお手伝いをさせていただくという方向で、できれば村単独ではなく幾らかでも補助のあるようなものを進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほど申し上げたように、実際こういう制度があつてこうだということを知らない地区も数多くあると思われまゝるので、とりあえず元年の除雪対策事業費の補助制度の見直しについて、実際この除雪板というもの自体が今現状ではほとんどもう使用されている方がいないのかなという、自分の周りで動いているのを見ても、せいぜい使つていても軽トラのフロントへつけるタイプが商品で出ている、それがこのところ少しふえてきたかなと思われまゝです。実際この当時の17万3,000円というのは多分フロントへつけるタイプの除雪板だと思ひますが、もうこれは多分つくられていないと思ひるので、この後出てきたのが後ろへ引っ張るタイプだと思ひますが、それももう最近余り見なくなつたような状態になつています。

やっぱり区という単位でないと維持管理もまた雑になつてしまひますし、極端な話には、日向地区へ3台なら3台配備しておくで、それぞれの区で好きに持つていつて使えと言つても、実際これは非常に使いにくい、また維持管理も誰がやるのかわからないというような状態になりますので、できれば助成金制度の上限額を30万、また小型ロータリー式除雪機を対象にして排土板タイプのも含むというような形で見直しをしていただくことができないか、再度お聞きします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） すみません、私の説明不足で申しわけありません。先ほどの数区が集まって申請をした場合に、数区が集まつた一括管理ということではなくて区ごとの管理というようなことでご理解いただければと思ひます。

補助金の関係ですが、議員おっしゃるとおり、排土板の購入単価ということで補助金の上

限を設定しております。軽トラにつける場合については1万円ほどやっぱりこの上限よりも多くなるというような状況で、ロータリー車を買った場合には35万ぐらいかかるというような状況ではございます。

ただ、いろんな助成制度がありますので、これから区長会等もありますし懇談会等もありますので、できるだけ村民の皆さんにこんな制度がありますよということを広報しながら、とりあえず動かしていただいて、どうしても申請が間に合わないというような状況になりましたらまた検討させていただくということをお願いできればと思います。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、今、課長おっしゃられた本年4月9日に予定されている区長会ですが、地区内の除雪に苦慮していることはないか、また小型ロータリー式の除雪機の要望のある地区、また村の除雪対応に不満はないか、その辺のことをある程度ペーパーに落として区長さんに説明するなりご意見を聞くというようなことは、4月9日までに用意していただけるということによろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 除雪の対応については、またそこであればお聞きをしますけれども、主に地区でロータリー車を整備したいというような場合には、こんな制度がありますよということについては積極的に広報をしていきたいと。

また、いろんなお話がある場合にはお聞きすることは進めていきたくは思いますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、平成17年に除雪されていた業者が1社廃業されて、それから何とか違う業者をお願いして今6社で何とか動いておるという状況の中で、これ以上、除雪路線をふやすということが大変難しい状況になっておりますので、地区の皆さんの意見は意見としてお聞きするというような状況でございますけれども、今後の村の対応としても、これからどうしていくかということは考えていかなければいけないということは担当課でも検討課題でのっておりますので、今後検討してまいりたいなというふうにご考えておるところでございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） この除雪については、不満はないかと言われれば、恐らく各地区、もう少し充実してほしいという意見が多分出ると思います。自分の主として言っている部分では、ドーザーが入れないおおむね1メートル50前後みたいな、それでも生活道路として地区の皆さんが使っている部分の除雪をこれから区なり常会なりでどうやって除雪していくのか

という部分で、やはりこの小型の除雪機が今の段階では一番有利ではないかということでご提案させていただいているわけですが、少なくとも今の問題を区長会あたりでは責任を持って説明していただくということの返事だけはいただきたいと思いますが。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） いろんな制度がございますので、地区で除雪をこんな形でしていきたいというようなものにつきましては個別にご相談に応じまして、いろんな制度を使いながら進めていきたいというような説明はさせていただけたらと思っておるところでございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 何かちょっとニュアンスがずれていまして、いま一つかなと思いますが、自分も区長を2年ぐらい前にやって終わったばかりですので、まだ下に幾らか顔がききますので、区長会に、この除雪の話を行政サイドでされたかという確認だけはしてみます。

それでは、2つ目の交通安全の関係ですが、先ほども申し上げましたように、免許を返すに返せないというのが、総務課長さんと言葉遣いがちょっと違いますが、これが実際、麻績の高齢ドライバーの実態だと思います。

それで、事故ですが、高齢者自体の事故はこの28年度に入って減っているようです。高齢者の事故の原因というのが、1番が追突、2番が出会い頭、3番が右折時、それと最近テレビでよく報道されているブレーキとアクセルの踏み間違いで店舗へ突っ込んだとか何とかというような、よく報道されるから目立つだけで事故件数としてはさほど多くないそうです。それは運転操作不適という部分になって、126件ぐらいだそうです。

それにしても、免許の返納をした後どうするかということがなかなか行政としても、バスの運行、これだけ動いているんだからどれか乗ってくれということを使うより仕方がないと思うんですが、できれば緊急対策のような感じで、何時でも動けるような車両も少しは、タクシーを使ってくださいといっても麻績のタクシーはもう11時には動いていないんですかね、そんな状況ですから、そこら辺のところもまた順次何らかの方法を考えていくときが来ているなと思います。

それと、講習の件ですが、麻績村交通安全推進協議会、これは村長さんが会長さんなわけですが、これの規約の2条に、本会は、陸上交通の安全に関する総合的な施策を行い、麻績村から交通事故、交通違反をなくし、安全で明るく住みよい村づくりを推進するものとされています。この第3条では、本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。交通安

全施設の改善並びに交通安全に対する調査・研究、関係団体・機関との相互連絡・協調、交通安全に対する各安全教室の指導、その他交通安全の目的を達成するための事業、3条に4項目にわたってこのように明記されているわけですが、この中には麻績村老人クラブ連合会長、安協正副会長、この方たちもメンバーに入っているわけですが、これだけの組織の中で交通安全の教室を開くというようなことが不可能だとは私は思えないのです。

高齢ドライバーから要請があつて講習会をやってくれと言われればやるかというように先ほどの総務課長の答弁は聞こえてしまったんですが、この推進協議会の規約をもとにしても自主的に、村の交通安全、高齢ドライバーの保護、歩行者もみんな含めてという解釈でよろしいですが、要は免許があつてもなくても、歩行者になつても、先ほどの私の出した数字はドライバーだけですので歩行者とかそういう方はこの事故の数には入っておりませんが、歩行者も含めた高齢者の交通安全という部分で、最近、寸劇を交えた、安協の女性部の方たちが、早い話、小学校の劇のような形で交通安全を訴えていくような活動が結構広がっているように思われます。安協の女性部の県大会あたりに行きますと、ちょっと忘れてしまいましたが、村でもその寸劇をやつて参加してくるところもあります。

そんなようなことも、今すぐにやれと言われても返事はできないと思いますが、少なくとも、老人学校でしたか、村長さんたちでやっている公民館の活動の中でも何でもいいから、交通安全に対してもう少し高齢者の味方になってやるためにも、ある程度の安全教室が必要と考えますが、計画を立てることは無理ですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうから少し答えさせていただきますが、まず、小山議員さんにおかれましては安曇野交通安全の関係で大変お力添え賜っておりますこと、この場をかりて感謝申し上げます。

さて、先ほどのまず返納の関係で少しつけ加えさせていただきますが、実は返納したくても返納できない理由というのが幾つかあるわけですね。実は65歳以上全てを対象にしていくということになりますと、例えば農業用トラクターの運転がどうなるのかというようなことも出てまいりますし、日々の生活そのものが維持できなくなるというような事情もあるということで、麻績村においては非常に難しいのではないかなと、そう認識しております。

それから、24時間体制でそれなりの自動車を用意したらということですが、そうなりますと、例えば免許を返納しなかった方、いわゆる免許を取らずにそれなりきにご自分で努力されている方とのバランスをどうしていくとかというようなこと、それから、そうい

う方に対してそれだけのバスを維持していくという経費をどこから捻出してくるかという問題も出てくるわけです。

それから、次の講習会についてでございますが、これはやはり対象となる層があるわけです。ただいまおっしゃられたような老人クラブだとかそういったこともありますので、その対象となる皆さんと今後話し合いをさせていただいて検討していきたいなと思っております。

それから、先ほど出ました、麻績村ではシニア学級ではなくて麻績学級と言っているんですが、そういったところでの対応はということでございますが、これは公民館のほうでやっておりますので、またそれぞれ話をさせていただきたいなと思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） ちなみに、この平成27年度中に麻績の方で安曇野署に免許を自主返納された方が2名、免許センターで返されている方に関してはちょっと警察のほうでは把握できないということですが、返納された方の数はさほど多くないと思われま。ということは、やっぱり安全運転に力を入れていかなければいけないということで、講習会はぜひ計画をしてこれからやっていかなければいけない部分かなと思います。

それで、ついでするので、高速道路の逆走、県内通報件数ということですが、27年27件、うち運転者の特定されたものが11件、死亡が1名、うち高齢ドライバーが10名、これが高速道路の逆送の県内の状況だそうです。自分も1回だけそのインターで、上がってすぐのあたりですが自分の上がった車線をおりてきた車がありまして非常に驚いたこともあります。

自動車メーカーのほうもこのところ、要は追突防止装置、車線を逸脱した部分の装置等、車自体は相当改良されてきて安全にはなっていると思いますが、ここら辺の高齢ドライバーは軽トラに乗っている方が多いので、悲しいかな、そういう装置が今のところ軽トラには装備されていないのがほとんどです。

そうことも含めまして、ぜひ講習会のほうは何とか、行けなければ私も安協のほうへ予定が組める範囲内でやっていただくようなことをお願いはしておきますが、村長の掲げる「安心・安全の村づくり」、先ほどの除雪もそうですけれども、この高齢ドライバーの安心・安全、また高齢歩行者の安心・安全、このことも全部含めた中で、これも安心・安全な村づくりの一つだから力を入れてやっていかなければいけないということだけは提言させていただいて、私の質問を終了します。

ありがとうございました。



○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問は終了しました。

---

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、3番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

3番、塚原議員。

〔3番 塚原利彦君 登壇〕

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました内容につきまして伺います。

平成26年12月に出された国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき全国の自治体は地方版総合戦略の策定が義務づけられ、いよいよその戦略に基づいての事業・施策が始まることとなります。そこで、昨年12月の定例会でも伺いましたけれども、今回も戦略中の施策や方針について何点かお聞きをしたいと思います。

この後、自席にて一問一答で行いたいと思いますので、お願いします。

まず第1点目ですけれども、質問要旨に記載をしておきましたが、戦略の7ページに子育て支援についてという施策がありまして、この中に区分があつて「妊娠期から幼児期」というところに福祉医療についての記述があります。「福祉医療による医療費の助成を継続し、助成範囲の拡大など経済的支援を行います。」とありますが、これについてはどういった内容や方針なのか伺いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは私のほうから、子育て支援で福祉医療に関する方針はというところの現状についてお話を申し上げたいと思います。

福祉医療費給付事業につきましては、麻績村の子育て支援事業の中の経済的支援の大きな柱の一つです。現行の麻績村の制度は、一般の乳幼児、児童・生徒が義務教育修了までの窓口負担分の医療費を負担しております。また、ひとり親家庭につきましては18歳までの窓口負担分の医療費、また子が就学中の場合は二十まで負担をしております、いずれにつきましても所得制限は設けておりません。

平成27年度、長野県の子育て支援策の充実に伴う制度改正で、長野県の制度は次のとおり

となりました。入院の場合、従来、小学校3年生までであったものが中学校卒業まで、あと障害児における所得制限の撤廃です。補助事業内容は全て現行の麻績村の事業内容が県の制度を上回っておりまして、特に全ての事業で所得制限を撤廃しているのが大きな特徴でございます。県下全域でも、ひとり親家庭、特に父子家庭で全ての所得制限を撤廃しているのは13市町村のみです。

今後につきましては、県の施策の動向及び社会情勢を考慮しながら必要に応じて範囲拡大の検討を実施してまいります。ただ、これからの範囲拡大の方向によっては、一般家庭に対する子育て世帯への経済的支援とひとり親家庭など支援が必要な子供と家庭へのきめ細かな取り組みの推進の支援内容が重なってまいりますので、施策内容のバランスには配慮してまいりますというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 私も福祉医療関係の資料等で取り寄せたり、それから村のは承知をしておりますけれども、たまたまこの戦略のところの区分に「妊娠期から幼児期」と書いたところにその助成範囲というようなことが書いてあったものですから、この期間中に何かそういったものがあるのかなというふうに思ったんですが、そういうことではないんですかね。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） おっしゃられるとおり、この範囲だけ特定、今回、子育て支援としましてはやはり県の制度、それから周囲とのバランスをとりまして一定の、村のほうも村の独自の施策として上積みで支援をしているというようなことがございますのでここに載せさせてもらいましたけれども、今のいわゆる障害のある方といったようなさまざまな分野がございまして、全体としての福祉医療制度の実施ということに心がけております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。それについては、通告をした後にその辺詳しく確認してみればよかったですけれども、ちょっと私の勘違いという部分もありました。

子育てということと言いますと、以前にもお聞きをしておりますので、改めて今現在の考え方ということでお聞きしたいのは、もちろん今、村では所得制限なしの、特にひとり親の世帯に対しては18歳まで福祉医療の対象になっておりますけれども、それ以外の全般の部分、18歳までのということ以前にもお聞きをしましたが、このときにはご答弁で、ほかに子育て

との関係でいろんな施策があると、それから財源的な部分もあるというようなことでご答弁  
ありましたけれども、今でもそれは変わらないでしょうか、村長さんにお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員おっしゃるように、子育て、それからこの福祉医療、福祉の関係  
ですね、上を見れば限りがないわけであります。こうした中で、いかに限られた財源の中で  
どうやっていくかということですが、やはりこれはそれぞれ優先順位を決めて進め  
ているわけですが、まだまだ至らぬ点もあろうかと思えますけれども、順次できる  
ところからということをご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） この戦略は、おおむね5年間といいますか、そういった期間になっ  
ているかと思うんですけども、そういった期間の中でここに書かれているような方針で、今  
申しました範囲の拡大ということもある程度は考えていかれるというふうに受けとめてよろ  
しいのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） この戦略というものは、目標を立ててそれに向かっていくというこ  
とでございます。ですから、これが全てクリアできるかと言われると、そのことは今の時点で  
は何とも言えませんが、これに向かって努力をしていくということでございますので、ご理  
解いただきたいと思えます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） たくさん施策がありますので全てが実施できるということではない、  
子育てに限らず全てそうですけれども、その辺はそういう方針ということだというふうに思  
いますけれども、これはほかの町村でも実施をしている部分もありますので、積極的に考え  
ていただきたいと思えます。

それで、2点目なんですけれども、28ページに「定住環境づくりと定住促進」ということ  
で、ここに「住民や移住希望者が、生活・就業・子育てなどが安心してできるよう、ソフト  
面での環境整備に努めます。」というふうにありますけれども、この内容についてもちょっ  
とお聞きをしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 定住に向けての環境づくりということでございますが、ここに書いてありますように、いろいろな施策を展開していくということでございます。

それから、後でつけ加えていただいたかと思いますが、通勤通学手当ということで答えてよろしいでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 質問要旨でお伝えしてあるところに、定住環境づくりの施策、ソフト面での住環境整備はどんなものなのかということでお聞きをしたんですが、それに関連して、お答えに基づいてまたお聞きをしたいんですけども、ソフト面でどんな整備といいますか、そういうことを考えていらっしゃるか。K P Iのところ空き家のこととか書いてありますけれども、それだけなのかほかにあるのか、そういったことです。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） はい、了解しました。

ここにございますように、定住あるいは転入ですね、都市からの人を迎えてここに住んでいただくということを具体的に進めていきたい。それから、定住促進住宅につきましても31年までにさらに37戸という目標を立ててやっていると、これは既にクリアできる可能性があるわけでございますが、それからさらに空き家の活用も進めていきたいと、こういったことであるわけでありまして。それから、定住促進のために空き家を活用していく、これも現在も進めているわけでありまして、村が借りて、そして補助金で整備をしてお貸ししていくと、こういったこともこれから進めていくということであるわけでありまして。

さらには、ここにもございますように、結婚支援、出会いの場、こういったこともこれから進めていくということはこの計画にはうたってあるということでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） この施策の文面を見ますと、「生活・就業・子育てなどが安心してできるよう、ソフト面での住環境整備に努めます。」ということですので、住宅を建築するかそういうハード面でなくて、子育て全般のこともそうなんですけれども、そういった面でいろんなことがあるのかなど。例えば、今、空き家のことについてはお答えありましたけれども、空き家の活用についての今制度があるわけなんですけれども、そういうことのほかにも何かあるのかという部分でお聞きをしようと思ったんです。

その一つは、実は最初の塚原義昭議員のご答弁の中にもありましたけれども、若年世代の村に転入をして来られる方たちも、村内で勤め口を探すとかあるいは自営業者として収入を得て生活していくということは容易なことじゃないと。立ち上げたNPOの農業法人が多くの農業志向の方を雇用できる場になれば、それで人口が安定すれば非常にいいんですけども、本町の今建設をする住宅に入居される世帯の方も近隣都市部へ通勤をされる方が多いと思います。麻績村については、やっぱり近隣都市のベッドタウンというような位置づけもあるかと思います。

村営住宅だけじゃなく、多くの村民の方が近隣都市部へ通勤をする勤労者ということで、また高校生もやはり都市部へ通学をしていると、こうした通勤者や高校生を持つ世帯への援助政策ですね。先ほどご答弁ありましたけれども、財源的なものもあってそういう部分での支援はなかなか難しいということがありましたけれども、ただお金の面だけということじゃなくて、例えばサービスとかメリットの付与とか、そういったいろんなことで子育てをされて通勤されている方への援助という部分では、金銭的な部分で無理なら何か違ったサービスのなこととかメリットの付与とか、そういったことでも何か検討はされるという考えはないでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 回答のほう、ちょっと私どもどのように回答しているのか困ってしましまして、ちょっとおくれてしまいました点、おわびを申し上げます。

この住環境につきましては、最初の塚原議員に回答をさせていただいたときのように、まず麻績村を選んでいただけるような、そんな施策を進めていくということで、住環境という分野におきましては、いわゆる子育てへの支援も一つの支援施策でございますし、不妊治療あるいは出産祝い金、子育て支援もやはり生活の支援でございます。そういったあらゆる面、あとは生活していくには安心・安全というような、村の道路等の整備も必要となってまいります。全般の事業を進めていく中でこの住環境の整備を進めていくというようなご理解をいただければありがたいかなと思います。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） ご答弁いただきました。実際、今、村では農業法人を立ち上げて、これをしっかり軌道に乗せていくという部分が大きな事業ということなんですけれども、現段階ではまだ軌道に乗っているという状況ではありませんし、これからですので、非常に期待

をする部分なんですけれども、やっぱり現状では、私の住んでいる地区もそうですけれども、村全体でも通勤をされている方というのは非常に多いわけで、そういった点でもやっぱり何らかの、いろいろ今施策あるんですけれども、通勤をされることに対しての何かサービスのなこととか、そういったこともちょっと考えてもらえることは、そういう該当の皆さん、特に通勤をされている皆さんはそういう部分での気持ちはあるかと思います。

これは以前にも話が出ましたけれども、篠ノ井線の本数をふやすとかそういったこと、利用者が減っているものですから、これから村営住宅に入る方も通勤をされる方で電車を利用される方あるかと思いますが、そういう部分でも積極的に本数をふやすことへ声を上げていくということも非常に大事だと思います。通勤をされている方という、村民の皆さんあるいはこれから来られる皆さんもそういう方が非常に多いということがありますので、そういうところにやっぱり光を当てていただくということもお願いしたいと思います。

それでは続いて、3番目ですけれども、21ページのところにあります村営バスなんですけれども、これも私、過去に一般質問で二度ほどお伺いをしました。平成23年秋に現行の運行になったということで、そのときのご答弁では、当面は現行の路線だとか時間については定着をしていく時期という、そういう期間なんだと。1年や2年でなくもう少し長期の時間を見て状況を見定める、そういう期間だというようなご回答をいただいたんですけれども、23年秋から現在で4年近くになるんですかね。今現在このバスの運行について、これだけ時間がたって、その間に運営協議会等もされてきたと思いますが、この定着という部分についてはどんなふうに見ておられますか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 村営バスにつきましては、議員さんおっしゃられるとおり、平成23年から今の形態に変わってきたということで、通常路線とそれから循環路線ということで運営を開始して、現在、平成27年ですから4年たっているわけでございます。

その状況を見ますと、おおむね定着はしてきているということ、それから主にはやはり小・中学生または保育園等の通園・通学者、それから朝の通勤関係の時間、JRの時刻に合わせた形での乗車、そこら辺のところが多くなってきているというか定着してきているということでございます。残念ながら、昼間循環している循環バス、それから通常の路線バスにおきましても、昼間動いているものについてはなかなか乗車率が上がってこないということは、これは今までもずっと、循環ではなくて通常路線で運行していた場合もそうございましたけれども、変わっていないという現状でございます。

今後の検討につきましては、その循環につきましてはある程度定着はしてきておりますので、なお一層、循環のほうの利便性等は今後検討していきたいとは思いますが、今のところ、この循環バスにつきましても路線を変更または回数をふやす等につきましては検討課題とはなっていません。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 定着をこれからしっかりさせていくというようなことの方針のようなんですが、私も何人か乗られている方の話も聞いたりしたんですが、やっぱり乗らない方はほとんど乗らないということで、実際に金額とかそういうことではなくて時間の部分で、例えば循環バスの場合麻績まで来るのには10分ぐらいかかるというようなこととか言われております。

定着という部分があるんですが、この方針に書かれているようなデマンド方式とかそういったことも含めた検討というのは、4年余り経過したんですけれども、循環バスについて言えばまだなかなか利用がということで進んでいないという部分あるんですけれども、この4年間にいろんな課題やそれから要望というのがある程度わかってきていると思うんです、具体的にね。

そういった視点から見ればこの総合戦略というのは、先ほど村長も言われましたけれども、展望といいますか、そういう方向でやっていくんだというその方針というような部分もあるんですが、できればこれについても、4年間にわかったことやいろいろをある程度抜本的に変えていくということをこれから検討して、いつごろまでにということ具体的に決めるんじゃないけれども、今この施策にあるような、例えばデマンドとか、それから近隣との共同とかそういったことも書いてありますけれども、そういったことをあわせて研究をされていったほうがいいんじゃないかなと。定着でもう少し待とうと、先にもう少し延ばしてということではなくて、この4年間にある程度わかってきた課題に基づいてそういった研究もするべきじゃないかと思いますが、どうでしょう。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは私のほうから答えさせていただきます。

定着に向けてということでございますが、これは議員と同じ思いかもしれませんが、足のない皆さんですね、特に高齢者の皆さんのために何らかの形の交通手段は確保していかなければならないということであるわけですし、そういった中で研究したのが今の循環型という

ことであるわけです。

この制度についていろいろな今ご意見があるということは、こちらでも承知しております。今おっしゃられたように時間がかかるということもございますが、中には、自分の家の前まで来てくれてありがたい、多少時間がかかってもそんなに忙しくないからということをおっしゃってくれる方も多いわけでありまして。そうした中で、今の方式は高齢者の方には受け入れていただいている方のほうが多いのかなと、そういうふうに取り扱っております。

でございますから、この計画書の中にはこういった表現をしているわけでございますが、必要な時期が来れば当然研究していくということでございますが、今の時点におきましては、朝夕のいわゆる指定路線といいますか、その路線を走る、それからまた昼間については地区を巡回していくという、この方式が今現在では皆さんにそれぞれ受け入れられているのではないかなと、こちらではそう把握しているわけでありまして。

ですから、当面今の形でございますが、時期を見て必要があれば、今の利用客が相当いなくなるとかということになるとまた次のことを考えなければいけないし、それから、もう要らないよというようなことがあればその路線はほかの形に切りかえていくということも検討しなければならないと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 恐らくそういったことで、緊急的にデマンド方式を研究するとかそういうところにすぐにはならないという感じは持っていますが、ただ、要望が非常にいろいろ、潜在的な要望もありますし、実際に経費の面とかそういったことも研究してみてもどうなのかということは、私は、本当はそういった部分も始めてもらったほうがいいかなという気はしております。

それから、以前、筑北村のバス、これは運営形態が違うというようなことであれですが、国道の同じ部分を走ったりしているんですが、提携してというか共同してどっちのバスにも、例えば麻績のバスも坂北駅まで行くことができるようにするとか、そういったようなことを研究することもちょっとまだ今の段階ではないですかね。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 塚原議員が提言されております、麻績の路線を延長して例えば坂北駅まで延長していくということになりますと、道路輸送の許可の関係がございます。その関係と、あと筑北村さんと共同した路線を走る場合、その場合は当然、要は営業の関係で重



なるわけでございますので、その協議が必要になってくるということがございます。

そこら辺をクリアした中でということであればということですが、ただ、今のところ、筑北村さんが運行している坂井から始まりまして坂北まで行くバスの関係で現在利用することができるバス停でございますけれども、結構、麻績の中にもございます。例えば麻績の郵便局の前とか、それから聖高原駅、それから役場の下井堀等の、特養の入り口ですね、そういうところもございます。そういうところを筑北の坂北へ行く場合は利用しておられる方もおりますし、当然、麻績の施設に通勤で利用されている方は実際私も知っておりますので、そこら辺のところは利用されているということは重々承知しております。

それが将来、筑北村さんと相乗りでそういう路線を全体的に運営していくということになれば、ちょっと今後の課題になってくるかなとは思いますが、今のところ、法律の関係で重複して運行していいのかどうかということもありますので、今後の検討課題かと思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。筑北村とこの地域のバスの運行ということについても、できれば広い面では検討も本当はしてもらえるほうがいいんじゃないかなというふうに思います。ここまで村営バスについての今後の方針ということで伺いましたので、ぜひ検討に着手をしていただきたいと私は思います。

それから、これは現状の中での安全運行という点ですので質問通告してありませんからお聞きはしませんけれども、私も、前に乗ったりとか、ちょっと乗った人に聞いたりとかなんですが、運転手さんなんかも気にしているようなんですが、冬の凍結時なんですから、急坂のところのスリップが非常に危険を感じるというような声があります。これは緊急の問題じゃないかというふうに思いますので、そんなこともあることを申し上げておきたいと思っております。

それから、最後の項目になりますけれども、26ページの観光のところ、信濃観月苑の来客数の増加ということでK P I 指標があります。この観月苑ですけれども、平成3年10月1日にオープンをして、当初は村の観光ゾーンの一つの歴史探訪ゾーンというようなことで、その中心的な施設としてスタートしたということなんですが、それ以降、月をコンセプトにした施設として運営をしてまいりましたけれども、バブル崩壊後の長期の不況下で観光面全体も下降気味になって、観月苑もちょっと影に隠れてしまっているという感が否めないんで

すが、そこで行政としてはこの観月苑という施設を村のどんな施設として位置づける考えなのか、位置づけているのか、またその理由もちょっと伺いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから説明させていただきたいと思います。

麻績村は、古くから信濃の月の里というもの、それからまた更級の月の発祥の地ということで多くの歌詠み人が訪れた地でもありますし、また多くの作品も残っているところがございます。こういった中で、信濃の月にまつわる文化を広く発信する、そして後世にもこういったものを伝えていこうということで、議員おっしゃいましたように、平成3年に信濃観月苑がつくられオープンされたということでございます。それ以来、この施設につきましては、村の文化施設という位置づけとして、またそのほかに観光施設という形で運営をして今現在おります。

今、観光資源というものにつきましては、農村の風景ですとか農業体験、それから石積堰堤といった歴史の遺構、それから善光寺街道ですとか、お寺・神社といった文化施設も観光施設として活用を図られてきておりますので、観月苑につきましては、文化施設ということでもありますけれども、同時に観光施設というような側面を持ち合わせて、両方を持っている施設という位置づけであると思っております。

今回の総合戦略の中でK P Iでもお示しをしておりますけれども、信濃観月苑の事業収入等の推移について若干触れさせていただきたいと思いますが、平成21年の事業収入の合計326万4,000円、22年が326万8,000円、飛びまして平成25年ですと334万2,000円、26年が328万7,000円、本年度の見込み330万円ということで、おおむね330万円前後の中で収入的には推移をしております。

それから、利用者につきましても、平成21年には3,578人、平成22年が3,242人、飛びまして平成25年ですと3,244名、それから平成26年が3,058人、本年度の見込みでございますけれども3,200人程度ということで、信濃三十三番札所がございますので、そちらへ来る団体客等が若干その年によって上下いたしますのでそういった波はありますけれども、おおむね同水準の入場者数となっております。

今年度でございますけれども、観月苑は文化施設ということでもございまして、イベントとしましてはギャラリー展で草木染、それから藍染、陶芸作家の作品展等を行っております。

そういった意味で、観月苑につきましては、特定の趣味を持った方にご利用されているところでございます。村外の方につきましては、ほかに行政がやる施設としては類がない施設

として喜ばれているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今、お聞きしようと思ったことも一部言っていましたけれども、私もそういう文化的なことは全然、そういうことが余りないものですから、興味と言っただけいけないんですけれどもないものですから、お茶だとか俳句だとかそういったことで趣味のある方には広くご利用いただいているということなんですけれども、村民の皆さんの受けとめ方といいますか、観月苑をどんなふう感じていらっしゃるか。そういったことでいろいろ利用されている方は非常にいい施設だということで思われているかもしれませんが、全体的に村民の皆さんの受けとめ、どんなふうに見ているのかなという感じがするんですけれども、そこら辺はどういうふう思われているというようなことをお感じですか。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 先ほど申しましたけれども、施設的な部分につきましては、特殊な趣味を持たれた方が利用するというところでございますので、村民一般の方ができれば気軽に利用していただければという部分はございますけれども、特定の趣味の方に特定をされたような形でございますので普通の観光施設という位置づけではないわけございまして、そういった形で村民の利用頻度というのは少ないかもしれませんが、それぞれの皆さんご趣味をお持ちだと思いますので、そういった文化的趣味をお持ちの方につきましては積極的に信濃観月苑をご利用いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） さっき利用者数とかについてもお話がありましたけれども、年間を通じてやっぱりそういう趣味のある方、皆さんお使いいただいている、村外の方もお使いいただいていると思いますけれども、スケジュールなんかも年間いっぱいなんですか。あるいは大体毎年決まった皆さんで埋まっているということなのか。申し込んでもいっぱい受け付けられないとか、そのぐらいいっぱいなんですか。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 観月苑の大寄せの間ですとかギャラリーの部分でございますけれども、大体4月中旬以降、11月頭ぐらいまではほぼいっぱいでございます。それぞれ展覧会、それからギャラリーとしてお使いでございますけれども、そのギャラリーとギャラリーの間

に数日のあきはございますけれども、ほぼいっぱいでございます。冬場、11月以降につきましては、昨年も利用が少ないというような状況があります。冬期間につきましてはどうしても寒いということで利用が少ないわけでございますけれども、4月から11月まではほぼいっぱいというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） さっき収入といいますか支出といいますかお話ありましたけれども、27年度も28年度も当初予算を見る中では、観月苑に関しての分でいくと、歳入では使用料で年間16万4,000円ですか、事業収入は310万円ぐらい、歳出は大体1,300万円とかそのぐらいになっていますね。収支でいくと800万から900万ほどマイナス分が一般会計から出ているんですが、この収支の関係ですね。行政の事業ですから損得で行うものではないにしろ、この施設単体の収支は毎年、七、八百万とかその前後のマイナスの状況が続いていくんですけども、この収支というものについてはどんなふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 観月苑でそれぞれお感じになることはいろいろとあろうかと思いますが、実は体育施設、村の体育館でありますとかグラウンドとかこれもあるわけでございますが、これらにつきましては採算は全てとれていないということであります。それから、押しなべて言いますと、今後は聖高原のスキー場はいかがかということになってくるわけですが、これも今の状況では利益が出ているという状況ではなく、こちらのほうも村費を出しているというような状況であるわけです。これがいいかいけないかということはいろんな考えがあると思いますが、今、若い皆さんのスポーツ、こういったものを支えていくにはそれだけの村費を出していくのもやむを得ないんじゃないかという思いであります。

それから、この観月苑につきましても、月の里の文化を維持していきながら日本文化をこの地から発信していこうというような大きな目的を持ってやっているわけでございますが、こういった文化施設の維持について、この800万あるいはそれ以上の金がどうかということになるわけでございますが、できるだけこういったものも縮減していきたいという思いはあるわけでございますが、こういった文化施設を麻績村として維持していくことも重要であると、そう考えているわけであります。ですから、村民の皆さんの中にはいろいろなお考えがあることは承知しておりますけれども、これにつきましてもご理解をいただきながら村の文化を守っていきたいと考えているわけです。

それから、今後に向けましては、やはり今、海外から訪れるお客様、インバウンドでござい  
ますが、県内にもこれからふえてくる可能性があるということでございしますが、こうした  
中で、さて麻績村においでいただいたときにこういった国際化にたえられる施設ということ  
になってきますと、今、麻績村ではこの信濃観月苑が一番ではないかなと、こう考えている  
わけです。今後、そういった希望を持ってこれからの事業を進めていきたいと考えている  
わけです。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） ここで収支の元を取れというのは無理だと思いますし、本来、行政と  
いうものは損得で行うものではありませんからそうなのですが、今後の施設の利活用のアッ  
プという点で、実は以前、私の知人の方が、松本にお住まいの方ですけれども、月がきれい  
な十五夜の晩に観月苑に行ってみたんですけども何も行われておらず、閉館されていて真  
っ暗だったと、失望したというふうに言われました。せっかく月の施設、月を施設の名前  
にも入れているのに、今、余り生かされていないという感じがします。

それで、総合戦略の中でも500人ほどK P I の指標でふやすというのが載っておりますけ  
れども、これはもっと多面的な利用だとか企画とかそういったことを考えての見込み人数と  
いうことなのか、それとも運営状況は現状のままでの自然増ということなのか、その辺はど  
んなようなのかお聞きしたいですが。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 十五夜、月の出る夜ということで、30日サイクルの中で月のきれ  
いな晩というのは幾日もあるわけでございますけれども、イベントとしましては、お月見俳  
句会等のことでお月見というようなことを夜やるというような形もっております。そう  
いったことで、全部の時期にそれぞれ夜の開催ということは不可能かなという部分はござい  
ますけれども、いずれにしても、人数を500人ふやすという目標でございますのでそれ  
ぞれアイデアを出しながら、新しいイベントを打つ等を考えながら今後も進めていきたいか  
なというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 現状のままでということじゃなくて、何か少しいろんなイベント的なこ  
ととか、そういうことの企画をやったほうがいいんじゃないかなという気がしますが、  
年間の事業だとか、それから観月苑の年間の行事の計画とか、そういうスケジュールを立て

るといことは特にないのでしょうか。あるとすれば観光課で行うのか、施設のほうに一任してやっているのか、その辺はどんなふうになっているんですか。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 事業の計画につきましては、この3月にほぼ決められるものにつきましては決めております。「月の館通信」というのを3月末に発行する予定でございます。昨年が24号でございますので28年度は25号になりますけれども、その「月の館通信」におきましては年間のスケジュールで、イベント、それから俳句の関係、それから月窯の関係を、この時期に決まっているものは全て載せさせていただいております。これにつきましては配布しておりますので、中身を見ていただいて、こんなものをやっていますということを確認していただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 観光課のほうが中心になってしているということなわけですかね。

ここまで幾つかお聞きをしてきましたけれども、今、全国で公共施設の総合管理計画というのが策定をされるというか、それに着手をしているということで、現存しているいろいろな公共施設について今後どういうふうにしていくかということで方針を立てるといような、そういったものだと思うんですけれども、そんなこともあって、せっかくああいう文化施設ということで観月苑を行っているわけですけれども、もう年数も25年経過して、ことしイベントも行うということなんですけれども、そういった公共施設のいろんな修理・改修とかそういうことに係る費用、そういうものが時期的に出てくる時期じゃないかというような感じもします。

そういう点からすれば、特定の趣味を持った方だけという、そういう人にはなかなかこういう施設がないということで重要な部分があるかと思えますけれども、もっともっとそういう点ではしっかりとそういった部分を伝えてもらって、麻績としては重要な施設として捉えているんだと、それにふさわしいいろんな行事やそういうことも行っていただくというようにすることも考えてもらわなければいけないと思います。

総合戦略に記載の施策や方針について何点か伺いましたけれども、いずれにしてもこれからは国からの交付税も戦略の成果で左右されるような方向ですので、住民福祉の維持向上とか、今回その収支のことも言いましたけれども、有効な税金の使い方への改善努力、これは議会も行政もしっかりしていかなければいけないというふうに思いますので、新年度のスタ

トに向けて村政を住民目線で、また村民の声にしっかり耳を傾けていただくように申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問は終了しました。

以上で通告されました5名全員の一般質問は終了しました。

---

### ◎委員長報告

○議長（尾岸健史君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題とします。

社会文教委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

塚原利彦社会文教委員長。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託されました陳情1件の審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第28-1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情については、採択・意見書提出としました。

「毎年4人の子供が亡くなり、10人に重い障害が残る事故が発生している」という全国柔道事故被害者の会の報告に世間が驚愕したのは2012年、中学における武道必修化の直前でした。

その死因の多くが頭部外傷による急性硬膜下血腫であり、脳しんとうのサインを見過ごしたことに起因するもので、急性硬膜下血腫の受傷者の7割が死亡し、生き残った患者の8割に重い障害が残ると言われ、さらに、脳しんとうの段階で適切な対応をしていれば重篤な事故は100%防ぐことができるとも言われています。

外傷性脳損傷を抱え、苦し本人はもとより、それを支える家族の経済的・精神的負担、またその支援者にとっても一生涯の問題です。

「スポーツにケガはつきもの」と見過ごしてきたことを可視化させることで事故に向き合い、事故は防ぐことはできなかつたのか丁寧に検証することが重要です。

これからの未来を担う子供たちを守るための予防対策として、軽度外傷性脳損傷、脳しんとうは致命傷にもなりうる重大な事態であると認識し、スポーツの現場を変えていくために

は行政からの積極的な働きかけが必要であると判断し、当委員会では採択・意見書提出と決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情1件の審査報告といたします。

○議長（尾岸健史君） 第28－1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について採決します。

ただいまの委員長報告によると第28－1の陳情は採択・意見書提出です。委員長報告のとおり、第28－1号の陳情は採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第28－1号の陳情は採択・意見書提出とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で平成28年第1回麻積村議会定例会第2日目を散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時29分



平成28年第1回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成28年3月14日（月）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 2 議案第 1 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 2 号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3 号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4 号 麻績村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5 号 麻績村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6 号 麻績村公文書公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7 号 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 9 号 麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 10 号 手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 11 号 麻績村環境保全条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 12 号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 13 号 麻績村過疎地域自立促進計画の策定について

- 日程第15 議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第16 議案第15号 麻績村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第16号 平成28年度麻績村一般会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平成28年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成28年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成28年度麻績村水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成28年度麻績村介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成28年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成28年度麻績村観光事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号から議案第34号まで一括上程
- 議案第25号 麻績村役場課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第29号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 平成27年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）

---

出席議員（7名）

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 小山福績君 | 3番 | 塚原利彦君 |
| 4番 | 宮下仁雄君 | 5番 | 塚原義昭君 |

6番 峰田 昶 君

7番 坂口 和子 君

8番 尾岸 健史 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

|       |          |               |         |
|-------|----------|---------------|---------|
| 村 長   | 高野 忠房 君  | 副 村 長         | 塚原 勝幸 君 |
| 教 育 長 | 飯森 力 君   | 村づくり推進<br>課 長 | 宮下 和樹 君 |
| 総務課長  | 柳原 俊文 君  | 振興課長          | 宮下 利秀 君 |
| 住民課長  | 峰田 江津子 君 | 観光課長          | 塚原 敏樹 君 |
| 教育次長  | 森山 正一 君  |               |         |

事務局職員出席者

|        |       |     |       |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 臼井 孝夫 | 書 記 | 岩淵 美奈 |
|--------|-------|-----|-------|

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員7名全員です。定足数に達していますので、平成28年第1回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

---

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑を行います。

承認第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、承認第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、議案第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、議案第2号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、議案第3号 麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

- 議長（尾岸健史君） 日程第5、議案第4号 麻績村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
- 質疑を行います。
- 議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。
- ございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（尾岸健史君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

- 議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第5号 麻績村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（尾岸健史君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、議案第6号 麻績村公文書公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、議案第7号 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。



[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、議案第9号 麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、議案第10号 手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、議案第11号 麻績村環境保全条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第13、議案第12号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第12号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第14、議案第13号 麻績村過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第13号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 7番、坂口です。

今回の計画、議案とは直接関係ないんですけれども、村に寄贈された空き家です、例えば明治町の植原医院だとか、それから高原にある、前のホテルだとか、そのほか、別荘として法人からそのまま返却されている幾つかの建物があると思いますけれども、今回の28年度から32年度の自立促進計画の中には、いつごろこれを盛り込んで、どうやってこの処理をするような考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 過疎計画にはないわけですが、ご質問でございます、お答えさせていただきます。

村内の廃屋等につきましては、それぞれ順次、機能の維持ができないものについては取り壊しをしていきたいということで、現在も別荘の取り壊し等進めておりますし、今、ご指摘のあった聖高原近くのホテル等についても、それぞれの対応を現在進めているわけでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） だから、そのことについての計画は、今後はどこで、どんなふうに織

り込んでいくかということを知っているんです。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） それでは、補足の説明をさせていただきたいと思います。

過疎地域の自立促進計画の中にも別荘地の関係の、廃屋と申しますか、こちらの返還別荘についてはソフト事業で、こちらのほうに、計画は5年間で一応のせてございます。年間1棟ずつということで、一応予算上はのせてございます。

それから、村内の、村のほうに寄贈されたものにつきましては、平成28年度予算に盛り込みました公共施設等管理計画、公共施設の管理計画に基づいて随時計画を進めていくということになります。したがって、平成28年度に自立しますこの計画に基づいて、その財産の処分等については今後検討していくということになります。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 確かに別荘の取り壊しについては、ほぼ1年に1棟ずつ壊していくということですが、そうすると、5年間だとすれば、この計画からいうと、5年間には5棟しか壊せないということですし、今、総務課長の説明の中であったものについても、今、具体的な計画が示されませんが、今後、折を見て、そういう計画が随時、計画がきちんと出されるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第15、議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第14号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第16、議案第15号 麻績村デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第15号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第15号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第17、議案第16号 平成28年度麻績村一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に区切って行い、最後に全般について質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、一般会計予算の質疑については、歳入、歳出に分け、最後に全般について行います。

初めに、歳入について、質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） 以上で歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出全般について、質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 教育委員会についてですけれども、ページ、98に関係したところですが、前回の一般質問でもしましたけれども、学校の統合について、検討委員会の報酬が27年度からそっくり落とされています。子供の数も、先日の説明の中に、5歳児が今7名、それから4歳児が9名、3歳児が18名ということで、4歳児、5歳児については1桁と想定されています。そういうことからいって、それから3歳児についても18名ですから20名以下になりますし、今後、若者定住促進計画があるにしても、この学校統合については検討していかななくてはいけないかなと思います。

それについて、筑北村と必ずしも当初からやっていかなくても、麻績村の学校統合に関す

る検討委員会というものをちゃんと予算化されて、もしそれがうまく、筑北村と今後計画されても、実際に統合して開校されるまでには最低3年はかかると言われています。ですので、28年度から検討していったスムーズにいったら30年、31年の開校になりますし、そういうことからいうと、ここには学校統合の検討委員会の報酬をきちんと予算化して、そして検討委員会を、麻績村の中の検討委員会を存続していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、私のほうからでございます。

坂口議員さんの部分でおっしゃっていること、非常によく理解をさせていただいているつもりでございます。そんな中で、昨日の一般質問の中でもあったんですが、実際に、今、筑北村の動きがある程度とまっている中で、麻績村としては、教育委員会の中間答申の中もお示ししてございますが、今、麻績村としての今後の教育のあり方について、中間答申でもしてございます。そんな中で、今のところ、麻績村教育委員会としては、保育園から中学まで一貫性を持った教育体制をとっていくという部分で示してございます。そんな中で、麻績村としては合併の部分で、もしそういう部分がなかった場合ということで、麻績村独自の基本方針も示してございます。そこら辺の部分を検討する中で、実際に協議が出そうだというような筑北村の状況を見る中で、今後そういう体制がとれればとっていくという形になるかどうかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 気持ちはよくわかりますけれども、今申し上げましたように、麻績村独自で検討していくということはないのでしょうか。過去において、筑北村との検討委員会をするときも麻績村だけの検討委員会という、そういう、実際にはメンバーは一緒でしたけれども、麻績村独自の検討委員会も組織化されておりました、そこで麻績村の考えは検討されたと思います。

ですから、そういう意味で、筑北村と一緒にやるという考えでなくて、麻績村村内でそういう委員会を立ち上げて麻績村の考え方を、この今言われた中間答申、またこれからは最終答申にもなっていくと思いますけれども、そういうものに含まれるように、または、含まれるか含まれないかわかりませんので、一方、そういう検討委員会というものは立ち上げて、そして幅広い世代、若い人たちの世代の声も結構吸収できるような組織をつくる必要がある



と思いますけれども、その考えはいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 麻績村としては、当初の合併問題のときに、麻績村としての方針はもう出ているというふうに僕は理解しております。そんな中で麻績村が、それがもしだめになった場合にはどうするかということで麻績村の基本教育方針を定めている部分ですので、筑北村がどういう判断をするかによってその部分が変わってくるだろうということで、麻績村としての合併の部分は答申が出ているというふうに私は理解していますが、よろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると、相手方の出方を見ているということで、今後ずるずると、何年になったらどうするかということは、全く村としての考えはないということですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） ちょっと、何て説明していいか、ですので、もし、合併がなかった場合に依じての教育方針を答申で定めてありますので、もしなくなれば、それを進めていくという形になりますのでよろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それまでは検討委員会等をつくる必要もないしということですね。それで、今回の28年度の予算ではそっくり落とししたということですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） その部分を、統合問題等については、また、教育委員会の中で協議を少しずつ進めていくというご答弁を申し上げていると思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） では、それは一応了解いたします。

もう一つ、私の一般質問と関係がありますけれども、教育大綱についてですけれども、先日の一般質問のときの答弁の中に、大綱が2回だけ、教育委員と村長と、合わせてそこで2回検討してあると大綱は出すということで、ちょっとその大綱の内容についてはA4、1枚くらいのものではないかというような答弁があったように記憶していますが、ほかの市町村ではもっともっと、例えばこれ、出したんですけれども、これは安曇のものですけれども、紙ベースにしても相当な詳しい大綱が読まれていると思うんです。ですので、ここに

は全然予算のところは大綱に関する予算が、どうするとかこうするとかという予算が上がってきていませんけれども、一般質問でもしましたように、住民に対しての情報公開の折には、その大綱の内容をどのようにしていくのか。全く予算化しなくてもいいんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 大綱につきましては、麻績村の基本方針の部分を挙げていく部分でございます。ですので、麻績村としてはその部分を、基本方針の部分をのせることによって、その中にはうたわれてきますけれども、麻績村の第6次振興計画、また、教育計画を参酌しながらやるということになっていますので、そちらのほうを基本的に細かい計画の中でやっていくということで、大綱につきましては根本的な基本方針を定める部分になるということで、この大綱の部分につきましては各町村に方針は任されていますので、その部分でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） だから、大綱を住民の中に公開する資料として、何か予算的なものは必要ではないんですかということを知っています。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） その部分につきましては第6次基本計画等、計画の部分も公表しております。それに準じて行うという部分でございますので、予算立ては今のところ必要ないと考えております。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 同じ教育の関係で105ページです。

社会教育総務費の中で、村長の予算説明の中にもありましたけれども、おみの学び舎の管理費用が盛られているということでしたけれども、この予算書の中には、どの部分とどの部分がおみの学び舎の管理に関する費用でしょうか。

それから、実際、活用として今の学び舎の活用状況、それからあそこの管理です、清掃が始まって、それから内容につきましても、ちょっと説明をいただきたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 教育次長。

○教育次長（森山正一君） それでは、私のほうから今の質問にお答えさせていただきます。

おみの学び舎の維持管理経費の主なものにつきましては、光熱水費、電気、ガス、上下水、灯油代、これに加えて消防設備の補修代、これらが主な支出になります。27年度の見込

みにつきましては、約65万3,000円の見込みをしております。平成28年度の予算につきましては、この27年度の状況を勘案させていただきまして、約64万円ほどの予算を計上させていただいているところでございます。

また、27年度の使用実績につきましてでございますが、年間利用の地域おこし協力隊、また、放課後児童クラブの利用を除きまして、現在、年間の実績では約28日の利用となっております。利用団体につきましては約10団体、延べ利用人数はおおむね600人程度となっております。

今後、維持管理につきましては、基本的には使用者が清掃をして帰るという形になりますが、十分でないということもありますので、教育委員会の職員が維持管理をしているのと、また、協力隊、児童クラブで使用しておりますので、そういった方にトイレ掃除、また、玄関等の清掃等もお願いしているところであります。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 了解しました。

年間利用は28日ということですので、もう少し活用できるように何か工夫をされたらいかがかなと思います。10団体ということで、600人ということは、これは団体においてはいいと思いますけれども、団体というか人数的には600人というのはちょっと多く、そうかなという感じを受けますけれども、活用日数が28日、この中には、前から言われているように夏、東京の塾の学生さんたちがあそこを使っているという日数も入っているのでしょうか。そのときの人数もこの600人の中には入っているということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育次長。

○教育次長（森山正一君） おっしゃるとおりでございますが、塾も昨年度1回、11月に3日間ご利用いただいております。この中には48名でございますが、600人の中には含まれております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 学び舎の建物自身は文化的に、歴史的に貴重だということは承知しております。そういうことで保存されているということはありますけれども、あれを存続するか存続しないかという、交流センターを建てるときに、あれを存続するか存続させないかということは当時の議員、私も含んでいますけれども随分検討されました。それで保存するこ

とになりましたけれども、この利用日数がもう少し多く、しかも住民の方には使っていただけるとか、そういう工夫をされる計画はないでしょうか。年間で28日しか使っていない、協力隊、それから児童クラブ、それが使っているのはわかりますけれども、もう少し住民の中に活用してもらえる方法を、社会教育なりほかのところでも、歴史に関してでも、そういう計画はございませんか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 非常にありがたい意見だというふうに考えております。そんな中で、実際には麻績の方の中にもご利用していただいている分も結構ございます。ただし、ある程度の、確かに文化財ということで使い勝手が悪い部分がございます。その部分で交流センターのほうに流れている部分が非常にあろうかと思えます。そこら辺も踏まえて、今後ともそんなようなことができればなと思えます。

今でも中にはダンス教室等で使っていただいていますので、そこら辺の活用をもう少し幅広くできていけばいいのかなと。また、小学校においても使っていただいております。子供たちに文化の部分をお話しする中で、使っていただいている部分でございます。そんなこともあります。また、夏休み等の子供たちのいろいろな勉強部屋とか、いろいろなことにも活用できるかなんていうことも考えている部分がございます。ただし、夏場でも結構暑い時期に麻績村もなってきました。そんなことも踏まえながら、そういうご意見も大事にする中で進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ぜひその点については積極的に活用方法を考えていただくように要望します。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） 質疑なしと認めます。

以上で歳出全般についての質疑を終わります。

最後に、歳入歳出全般を通じて質疑のある方の発言を求めます。

峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 賛成する立場の中から商工費の観光総務費で、観光特会のほうへ繰出金があるんですけども、その中に、交流施設シェーンガルテンおみ、聖レイクサイド館の指定管理の関係がありますね。これは指定管理選定委員会で、昨年7月から8月ごろからず

っと検討していただきまして、結果として、共立メンテナンスから株式会社技研サービスさんになりました。どちらかというと競争の中の感覚、選考の内容が安定的、施設を利用する関係で、その施設がどういう活動をするかとなれば安定を求めることもよろしいかと思いますが、その前の状態を村民が見たときに、非常に、ちょっと福利厚生施設的に見たときに、余りあそこに行って休まらないし、というようなことがありました。

それで、選考委員会が発足して、ずっとその後、比較的だんだんとよくなった。私もそう思っているんですけども、現実的によくなって、使いよくなって、気持ちよくできるなどという形になったというふうに村民の声も聞いていますので、ぜひ、今度は4月からは新しい指定管理になるかと思っておりますので、ぜひそこへ、このまま引き継いでいっていただいて、より活用度を上げていただきたい、そんな方策、それから引き継ぎはどんなかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 私のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり昨年、一昨年のところから現在に至るところにおきましては、苦情をいただく件数が減り、少しよくなったというようなお話も私のほうに届いているところでございます。引き継ぎということでございますけれども、共立メンテナンスから技研サービスに移るに当たりまして、今現在引き継ぎ等を綿密に行っているところではございます。綿密な引き継ぎを行う中で、村民皆様のご利用に支障を来さないような形の中で、今後とも今以上に村民が使いやすいような形をとっていききたいかなというふうに思っております。

村側も指定管理に出したということで全てお任せということではなく、ある程度村がかかわる中で今後は進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） すみません。先ほどの学校統合のところ、教育の中の学校統合に関してで続けて質問すればよかったんですけども、実は過日の予算説明の中の2ページに学校教育関係という項目の①施設環境の整備というところに、学校統合等を踏まえ施設整備についてはより計画的に実施するという、そういう文言が入っています。ですから、私は学校統合については、これは前向きに、村もまた考えているかなということで、一般質問のところでもいろいろとしつこく質問させていただきましたし、先ほどの質問もさせていただきます。

したけれども、この部分は28年度の予算とはどこに連結しているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） おっしゃられる部分で、計画の中でそういうお話をしているかと思  
います。平成28年度の予算の中には今のところ反映されておりません。そんな中で、また、  
教育委員会等でもそういう部分をしっかり検討する中で計画性をつくっていきたいというこ  
とでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 予算になくても予算説明という部分でこの文言が入っているんでしょ  
うか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） すみません。多分、説明したのは平成28年度の教育委員会の主要事  
業の中でご説明申し上げたと思いますが、これは全般に28年度こういう部分でいくように、  
ここで事業の計画を立てているということでございますので、そんな中でも検討するという  
ことでございますので、予算には反映はされておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今後、いわゆる28年度内に検討された場合には、もし必要があれば補  
正でも出してくるという考えですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） その時点で必要になるという結果が出れば、あくまでも補正予算で  
お願いしていく予定はございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） 質疑なしと認めます。

以上で歳入歳出全般の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 討論ということで、私も基本的には賛成という立場で考えています。  
昨年度に比べて当初予算全体としては縮小しているんですけれども、積極的な事業としては  
農業振興とか、それから若者定住の促進というふうになっています。特に農業の政策面では、

新興作物の栽培とかNPO法人の活動、これに協力隊が参加をしていくというようなことに力点が置かれていって、その動向に関心が集まる年度になるというふうに思います。

このNPOのおみごとですけれども、これも本当に軌道に乗って進み出したというようになるには、これに参加する人がふえるだけではなくて、地方創生の重点であります雇用面での寄与ということですか、これも過去に私も質問を関連してしまいましたが、農業部門で、地域で雇用を創出することが地方創生にありますので、そういう点で寄与できるものでないといけないのではないかとこのように思います。

それだけこれは成功させなければいけない事業だと、その予算であるということなわけですから、ぜひその認識とそれから構えも持って進めてもらいたい。ぜひ村民の皆さんの全体の意識の高揚のためにも、その点はしっかりと考えてやっていただきたいというふうに思います。

それから、あと、全般的なといいますか、今、私も一般質問でもちょっと触れましたけれども、国の方針で現在策定が進められております公共施設の総合管理計画ですけれども、これも策定費用に特別交付税が措置をされているというようなことで、方針もちょっと私も見てはみたんですけれども、根底にある国の考えは、全国にある多数の公共施設について集約化とか複合化、それから転用、除却、整備、縮小する方向であるというふうに思います。実際、それを行うについての財政の優遇措置も示されております。

具体的な形としての例では、直接の取り壊しとか不用と見なして除却するとかというようなこともその中に盛り込まれていますけれども、近隣市町村との事業や事務の連携とか提携です、それから委託とか、施設の利用目的の共同化とか、そういったことが今後どういうふうに自治体としていくかということで、その公共施設の目的とか、それから整理の方向とか、そういうものが国から策定をするようにということで進められていますけれども、住民にとって不利、不便にならなければいいんですけれども、ぜひこの点はよく検討をして、見きわめていかなければいけないことだというふうに思いますので、計画というか、その策定計画書の内容の構成というのはよくわかりませんし、私も知りませんが、情報公開とか非常に関心が高い部分がありますので、十分、村民への情報提供とか、説明はしっかり行っていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 私も、先ほども言いましたけれども賛成する立場から、麻績村は、非常に、村長のお話にもありましたけれども、美しく自然豊かでいいところだということ、それから、私のうちの前を、土日になると大体1団体か2団体が通っていきます。歩きながらです。そんなことで、麻績村はやっぱり自然豊かで美しく、そのまま続けていただきたいと思いますので、観光事業もそうですけれども。

私もたまたま散歩して歩きますけれども、ちょっと看板や、いろいろの関係が古くなったり見えなかったりいろいろする部分があるものですから、気づくところではそれなりに直しているかと思えますけれども、ぜひそんな意味で、一考しながらリピーターをふやすには、気持ちよく麻績村に来て、気持ちよく帰ってもらうのが一番かと思えますので、そんな意味での努力もお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、今の討論に対して反対討論はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） なしと認めます。

それでは、議案第16号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（尾岸健史君） 全員起立。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第18、議案第17号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案第17号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕



○議長（尾岸健史君） それでは、議案第17号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第19、議案第18号 平成28年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第18号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第18号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第20、議案第19号 平成28年度麻績村住宅団地分譲事業特別会

計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第19号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第19号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第21、議案第20号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第20号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第20号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第22、議案第21号 平成28年度麻績村水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第21号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第21号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第23、議案第22号 平成28年度麻績村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第22号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） ページ18の目7に対して、これは新規事業だと思います。特に、計画の中に、地域の皆さんだとか住民の皆さんの協力を得なくてはいけないところも多分にあると思いますので、ここの事業に関する情報はどんな折に流していかれますか。広報等にも多分掲載はされていくと思いますけれども、何か折々に、例えば社協と連携しながら情報を流していくとかいう、そういう計画もありますでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今、ご質問のあったのは18ページの生活支援体整備事業費のことであるかというふうに思うんですが、一応、生活支援コーディネーター、それからの関係、これからつくっていくものでありますので、広報等でお知らせをする予定であります。

ただ、現実的には、その中でどのような支援をしていくかというようなこと、それからどのようなことをやっていくのかというようなことがありますので、社会福祉協議会のほうとの連携の中で、今後、実際の事業のほうへ反映させていくことを中心に考えております。

以上でございます。

○7番（坂口和子君） 了解しました。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第22号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第24、議案第23号 平成28年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第23号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第23号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第25、議案第24号 平成28年度麻績村観光事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第24号について質疑のある方の発言を求めます。

小山議員。

○1番（小山福績君） 1番、小山です。

歳出の部分の索道事業費の件ですが、工事請負費1,158万9,000円、リフトの1号機と8号機の金物の交換348万9,000円、備品購入費、スノーマシーンだと思われませんが810万円、これが盛られています。平成24年度にも圧雪車の購入ということで2,394万円、昨年も、関連というかスカイライダーののり面工事でかなりの金額もかかっています。そこで村長にお聞きしたいんですが、このスキー場がどうかということではなくて、これからリフトの支柱の更新時期が来ていると聞いていますので、これは億を超える費用が必要となるとおもわれます。そこで財源、また、村民理解が得られるかということ、それも含めて今後3年から5年の計画がありましたらご説明願いたい。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えをさせていただきます。

ご質問はスキー場ということでございますが、麻績村には村が行う、運営しております観光施設が幾つかございます。スキー場あり、それからレストランあり、ホテルありということでございまして、まだほかにも観光施設はあるわけではあります。全てについて言える

ことは、今、これから長寿命化計画としたり、それから、毎年その状況等点検しておるわけですが、必要に応じて今整備をしているわけであります。

今後もそういった形にしていきたいと、こう思っております。そういったことで、今基金等も計画的に積んでいるということであります。そういった中で、具体的にどの施設をどうするかということは、今ここでは申し上げられないわけですが、基本的にはそれぞれきちんと維持をしていきたいと、安全に管理をしていきたいと、こんな考え方であります。以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほど申しましたように、全面的にリフトをやり直さなければならないという状態がもう近いと思われませんが、それを億単位をかけてもやっていくのかということの説明していただきたいと思えます。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） リフトに億というお金がかかるという資料がどこから出ているかちょっとわかりませんが、今もそれぞれ支柱を直したりということでやっているわけでありますので、それぞれ安全のために維持をしていくということであります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、やっぱり3年から5年の間に明確な計画をされているという部分は、今のところないということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 聖高原のリフトというのは夏山のスカイライダーとも関連しておりますし、それから展望台への散策、それからさらには冬のスキー場という、全て関連しております。ですから、これ、リフトを村としてやめる、やめないということは非常に大きな問題ですから、そう簡単に結論が出る問題ではございません。そういったことで、私、今の段階ではリフトをやめていくというのは、思いは、今のところ持っておりません。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） スキー場も含めまして村長、千曲市のほうから来ているお子さん、また、麻績のお子さん、そこら辺の皆さんも来てくれて、楽しくスキーをやってくれば、採算はある程度とれなくても仕方がないんだというお考えは私も共通する部分もありますので、

もし、このリフトという問題が今後出てくるようでしたら、やっぱり慎重に考えて、計画を立てて、それを実行していただきたいと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第24号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号～議案第34号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第26、平成27年度の補正予算……

〔「議長、すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 先ほど、最後に全般についてもう一度やるというお話でしたけれども、一般会計、補正予算をやって、最後にもう一度全体の質疑もするというお話ではなかったですか。私、そこを待っていて、今、1つあるんですけれども。

○議長（尾岸健史君） 先ほどお諮りしたのは、一般会計予算について歳入と歳出に分けて、その後総合的、全般にわたって、平成28年度予算の全般の質疑をしてその討論を実施したということでございまして、全て、特別会計まで入れた中の全般とは申し上げてございませんので、そのことをご理解いただきたいと思います。

○7番（坂口和子君） そうすると、質問はだめですか。質問というか提言です。

○議長（尾岸健史君） 既に可決済みになってしまっていますから、これは後の、後、例えば次会の一般質問とか、それか通常のあれで質問していただくとか、そういうことに、議事の

進行上それぐらいにさせていただきたいと思います。

○7番（坂口和子君） それならそれでいいです。

○議長（尾岸健史君） 既に可決になっておりますので。

○7番（坂口和子君） それはわかっています、全部、それについての質問ではないものから。

○議長（尾岸健史君） それでは、日程第26、平成27年度の補正予算議案等を一括上程いたします。

議案第25号から議案第34号までの10議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、議案第25号から34号までの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第25号 麻績村役場課設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

上下水道事業においては、今後全施設の長寿命化及び法適用の公営企業会計への移行等、事務事業が大幅に増大していくことから、振興課内に専門の室（上下水道室）を設置してこれらに対処していくものです。

次に、議案第26号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

平成27年度の事業執行については、計画に沿って順調に進展しております。

平成27年度を閉じるに当たり、全科目にわたり執行状況等を精査し、予算補正をさせていただくものです。

歳入につきましては、村税、地方消費税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金等の実績を精査し、補正計上いたしました。また、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、村債については、実績及び年度末の予測値をもって補正計上いたしました。

歳出については、全般にわたり給与改定に伴う人件費等の不足額及び不用額を、各事業費は事業費確定等による不足額及び不用額を補正計上いたしました。

総務費では、自治体情報システム強靱性向上整備費を新規計上いたしましたが、これは全



て翌年度へ繰り越して実施となります。また、自治体サーバー端末整備委託費不足額等を補正計上いたしました。

企画費では、地域おこし協力隊員報償費及びその他経費の不用額を補正計上いたしました。

民生費では、社会福祉費においてデイサービスセンターみづき施設管理料不足額、子育て世帯臨時特例交付金、臨時福祉給付金の精算による不用額をそれぞれ補正計上、老人福祉費において後期高齢者医療広域連合負担金不用額、後期高齢者医療特別会計繰出金の不用額をそれぞれ補正計上いたしました。心身障害者福祉費では、障害者福祉サービス等不足額等を補正計上、包括支援センター費では介護予防支援業務委託料不用額を減額補正計上いたしました。

保健衛生費では、医療材料費の不用額、予防接種医療業務委託料等の不足額等を補正計上いたしました。

農林水産業費では、国・県の事業枠減額による県営ため池整備事業費負担金不用額、県営ため池整備事業等負担金不用額等を補正計上いたしました。

商工費については、小規模事業資金信用保証料額確定による不用額等を補正計上いたしました。

土木費については、下水道事業特別会計への繰出金の不用額、除雪費委託料の不足額、工事請負費の不用額等を補正計上いたしました。

消防費については、退職消防団員退職報奨金確定による不用額を補正計上いたしました。

教育費については、小学校体育館天井改修工事費確定による不用額を補正計上いたしました。

公債費では、償還元金及び利子額確定による不用額を補正計上いたしました。

諸支出金については、基金費で財政調整基金、農業構造改善事業基金、観光事業振興基金に積み立てをいたしました。

以上、平成27年度一般会計の予算額、今回の補正額1,260万円を追加し、総額27億9,440万円となります。

次に、議案第27号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出全般にわたり実績を精査し、それぞれ補正計上しました。補正額は1,698万円の増額補正です。

次に、議案第28号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算

(第2号)についての提案理由を申し上げます。

地上権分譲収入の実績がなかったため、歳入歳出においてそれぞれ減額補正いたしました。補正額は50万円の減額補正です。

次に、議案第29号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

未販売区画(1区画)が販売できなかったことから、歳入歳出それぞれ減額補正計上いたしました。補正額は695万2,000円の減額補正です。

次に、議案第30号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

歳入については、分担金、使用料及び一般会計繰入金等実績により、それぞれ補正計上いたしました。

歳出については、工事費の確定による減額等補正計上いたしました。

補正額は580万円の減額補正です。

次に、議案第31号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

歳入では、加入負担金の増額、水道使用料の減額等を補正計上いたしました。

歳出では、委託料及び工事請負費等の確定によりそれぞれ補正計上いたしました。

補正額は160万円の減額補正です。

次に、議案第32号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

歳入では、保険料の増額、保険給付費等の減額に伴い国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の減額を補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費の減額、支払準備基金の積立金を補正計上いたしました。

補正額は4,281万4,000円の減額補正です。

次に、議案第33号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

歳入では、保険料及び一般会計繰入金を減額補正計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金を減額補正計上いたしました。

補正額は76万3,000円の減額補正です。

次に、議案第34号 平成27年度麻績村観光事業特別会計補正予算(第2号)についての

提案理由を申し上げます。

歳入については、一般会計からの繰入金を増額補正計上いたしました。

歳出については、観光施設の指定管理料を増額補正計上いたしました。なお、平成24年度から債務負担行為について指定管理者との契約変更により、期間及び限度額の変更を行います。

補正額は1,157万円の増額補正です。

以上、10議案について提案理由を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第25号から議案第34号までについての審議、採決は、あすの本定例会第4日目に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上で本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

平成28年第1回麻績村議会定例会第3日目を散会といたします。

なお、この後、10時30分から全員協議会を開催し、本日上程しました議案等について提出者より詳細説明を受けますので、委員会室へ時刻までにご移動願います。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午前10時10分

平成28年第1回麻績村議会定例会 (第4日)

議事日程(第4号)

平成28年3月15日(火)午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第25号 麻績村役場課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第26号 平成27年度麻績村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 議案第27号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第28号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第29号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第30号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第31号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第32号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第33号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第34号 平成27年度麻績村観光事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について
- 日程第12 発議第2号 議会議員の派遣について
- 日程第13 閉会中の継続審査申し出について

---

出席議員(7名)

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 小山福績君 | 3番 | 塚原利彦君 |
| 4番 | 宮下仁雄君 | 5番 | 塚原義昭君 |
| 6番 | 峰田昶君  | 7番 | 坂口和子君 |

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

|      |        |          |       |
|------|--------|----------|-------|
| 村長   | 高野忠房君  | 副村長      | 塚原勝幸君 |
| 教育長  | 飯森力君   | 村づくり推進課長 | 宮下和樹君 |
| 総務課長 | 柳原俊文君  | 振興課長     | 宮下利秀君 |
| 住民課長 | 峰田江津子君 | 観光課長     | 塚原敏樹君 |
| 教育次長 | 森山正一君  |          |       |

事務局職員出席者

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 臼井孝夫 | 書記 | 岩淵美奈 |
|--------|------|----|------|

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員7名全員です。定足数に達していますので、平成28年第1回麻績村議会定例会第4日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第1、議案第25号 麻績村役場課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第25号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第25号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、議案第26号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第26号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第26号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、議案第27号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第27号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第27号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、議案第28号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第28号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第28号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、議案第29号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会



計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第29号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第29号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第30号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第30号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第30号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、議案第31号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第31号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第31号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、議案第32号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第32号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第32号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、議案第33号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第33号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第33号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、議案第34号 平成27年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第34号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第34号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、発議第2号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元にお配りしたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号はお手元にお配りしたとおり、派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（尾岸健史君） 日程第13、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

また、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成28年第1回麻績村定例議会におきましては、提出いたしました35案件、慎重にご審議賜り、全て全会一致、原案どおりお認めいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

一般質問におきましては、議員各位より村政の重要施策等についてただしていただくとともに、将来の麻績村を見据えた貴重なご提言等を賜りました。それぞれのご提言が早期に実現できるよう、そのような環境になることを私も願っております。

議決いただきました新年度予算につきましては、麻績村が常に躍動し続ける、希望に満ちた村となりますよう、全職員一丸となってその執行に当たってまいります。

議員各位におかれましても、村政執行に対しまして温かなご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、平成28年第1回麻績村議会定例会を閉会といたします。

長期間、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 1時43分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員